明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二年五月十七日

○第百十八回国会 衆議院会議録 第十六号（一）

平成二年五月十七日（木曜日）
平成二年五月十七日
午後二時　本会議

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件
税制に関する諸問題等を調査するため委員五十人よりなる税制問題等に関する調査特別委員会を設置するの件（議長発議）
平成二年度一般会計暫定補正予算（第1号）
平成二年度特別会計暫定補正予算（特第1号）
平成二年度政府関係機関暫定補正予算（機第1号）
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明及び質疑
千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件の趣旨説明及び質疑

午後二時三分開議

○議長（櫻内義雄君）　これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長（櫻内義雄君）　議員請暇の件につきお諮りいたします。
井上一成君、岡崎トミ子君、串原義直君、山口鶴男君及び山花貞夫君から、五月十八日から二十五日まで八日間、永末英一君から、五月十九日から六月三日まで十六日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

特別委員会設置の件

○議長（櫻内義雄君）　特別委員会の設置につきお諮りいたします。
税制に関する諸問題等を調査するため委員五十人よりなる税制問題等に関する調査特別委員会を設置いたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。
ただいま議決されました特別委員会の委員は追って指名いたします。

○佐藤敬夫君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。
平成二年度一般会計暫定補正予算（第1号）、平成二年度特別会計暫定補正予算（特第1号）、平成二年度政府関係機関暫定補正予算（機第1号）、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。
○議長（櫻内義雄君）　佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。

平成二年度一般会計暫定補正予算（第1号）
平成二年度特別会計暫定補正予算（特第1号）
平成二年度政府関係機関暫定補正予算（機第1号）

○議長（櫻内義雄君）　平成二年度一般会計暫定補正予算（第1号）、平成二年度特別会計暫定補正予算（特第1号）、平成二年度政府関係機関暫定補正予算（機第1号）、右三案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。予算委員長越智伊平君。

平成二年度一般会計暫定補正予算（第1号）及び同報告書
平成二年度特別会計暫定補正予算（特第1号）及び同報告書
平成二年度政府関係機関暫定補正予算（機第1号）及び同報告書
［本号（二）に掲載］

［越智伊平君登壇］
○越智伊平君　ただいま議題となりました平成二年度一般会計暫定補正予算（第1号）外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
まず、暫定補正予算の概要について申し上げます。
この暫定補正予算は、既定の暫定予算に追加し、合わせてこれを平成二年四月一日から六月八日までの期間に係る暫定予算とするためのものであります。
一般会計につきましては、歳出は、既定の暫定予算に準じて、補正後暫定予算期間中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について行政運営上必要最小限のものを計上いたしております。
新規の施策に係る経費は原則として計上いたしておりませんが、教育及び社会政策等への配慮から特に措置することが適当と認められるものについては、所要の経費を計上いたしております。
また、公共事業関係費につきましては、補正後暫定予算期間中における事業の継続的執行を図るため、一般公共事業については、既定の暫定予算と合わせて、平成二年度予算額のおおむね三分の一を目途に計上いたしております。
歳入は、税収等の補正後暫定予算期間中の収入見込み額を計上いたしております。
以上の結果、一般会計暫定補正予算による追加額は、歳入が五千百七十億円、歳出が一兆九千六百十一億円であり、これを既定の暫定予算に合わせた補正後暫定予算は、歳入総額三兆四千七百七億円、歳出総額十二兆一千六百十一億円となり、入兆六千九百四億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ大蔵省証券を発行できることとなっております。
特別会計及び政府関係機関の暫定補正予算につきましても、一般会計の例に準じて編成されております。
この暫定補正予算三案は、昨五月十六日予算委員会に付託され、本十七日橋本大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、

いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻内義雄君）　起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（櫻内義雄君）　この際、内閣提出、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣石川要三君。

〔国務大臣石川要三君登壇〕

○国務大臣（石川要三君）　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、若年定年により退職した自衛官に対し若年定年退職者給付金を支給するため、その支給要件、支給時期及び額その他若年定年退職者給付金の支給に関し所要の事項を定めることをその内容といたしております。

自衛官については、職務の性格から若年定年制をとっていますが、若年定年制から生ずる退職後の生活の問題への対応策につきましては、現在、一般公務員と同じ共済年金制度の中で、自衛官に対しては五十五歳から年金を支給する特例等を設けることにより措置しているところでありますが、この特例を維持し続けていくと自衛官の掛金負担が一層過大なものとなること等が予測されております。政府は、この問題についてこれまで慎重に検討してまいりましたが、若年定年制から生ずる問題への対応策としては、共済年金制度を離れ、若年定年により退職した自衛官に対し若年定年退職者給付金を支給する制度を新たに設けることが適当であると考え、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一は、若年定年退職者給付金の支給対象についてであります。

自衛官としての引き続いた在職期間が二十年以上である者で定年により退職した者ないし定年以前一年内にその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者等を支給対象とすることとしております。

第二は、若年定年退職者給付金の支払い方法及び額についてであります。

若年定年退職者給付金は、一時金とし、退職後の所得に応じて額を調整する必要から二回に分割し、第一回目は総理府令で定める月で退職した月後最初に到来する月に、第二回目は退職の翌々年の総理府令で定める月に支給することといたしております。

また、その額は、退職の日の俸給月額にその者の定年年齢から六十歳までの期間の年数を乗じて得た額に、第一回目の給付金にあっては一・七一四を、第二回目の給付金にあっては四・二八六をそれぞれ乗じて得た額に、一を超えない範囲内でそれぞれ政令で定める率を乗じて得た額とすることとしております。

第三は、若年定年退職者給付金の額の調整についてであります。

若年定年退職者の退職の翌年の所得金額が一定額を超え、かつ、給付金の支給額の調整を受けた受給者の退職の翌年から六十歳までの平均所得金額が退職の翌年の所得金額を下回ることとなった場合には、その者の申請に基づき、その者の平均所得金額をもとに計算した給付金の額と既に支給を受けた給付金の額との差額に相当する額の給付金を追給することといたしております。

第五は、題名等の改正についてであります。

若年定年退職者給付金制度の整備に伴い、法律の題名を「防衛庁職員給与法」から「防衛庁の職員の給与等に関する法律」に改めるとともに、目的の規定を改めるなど所要の整備を行うこととしております。

そのほか、若年定年退職者給付金の支給時期の特例に関する規定、所得の届け出及び所得の届け出をしない場合の措置に関する規定、起訴された場合の給付金の取り扱いに関する規定、若年定年退職者が死亡した場合の給付金の取り扱いに関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしております。

最後に、この法律は、平成二年十月一日から施行し、施行後に定年等により退職した者について適用することとしております。

なお、以上のほか、附則において、平成七年六月三十日以前に退職した者に係る給付金の支給に関し経過措置を設けるとともに、これに伴い、現在の若年定年対策である自衛官の退職共済年金の支給開始年齢の特例については経過措置を設けて逐次廃止することとし、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

以上が防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いをいたします。（拍手）

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（櫻内義雄君）　ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。志賀一夫君。

〔志賀一夫君登壇〕

○志賀一夫君　私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま政府より趣旨説明された防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対し御質問をいたします。

ただいまの政府の説明によれば、この法案の直接の目的は、若年定年制下にある自衛官の定年退職後の処遇改善であります。しかしながら、私は、この若年定年制は、まさに我が国安全保障政策の根幹にかかわる問題でありますると認識しておりますので、そこでまず、我が国防衛政策にかかわる国際情勢の認識について伺いたいのであります。

改めて言うまでもなく、一九八九年の東欧諸国の開放と民主改革に向けた激動のうねりは、ヨーロッパにおける戦後体制の枠組み崩壊の始まりを告げるものであり、今日、東西冷戦構造の崩壊と緊張緩和の機運が大きく盛り上がっているのであります。こうした情勢をとらえて、米国は、欧州正面でのソ連の侵略の脅威について、九一会計年度国防報告や米軍部首脳の議会証言などでその減少を示唆しています。

しかるに、政府は、これまでの国会議論において、ヨーロッパを中心とする安全保障体制の枠組みの変化を無視あるいは過小評価して、我が国防衛政策の見直しをかたくなに拒否する姿勢をとってきたのでありますが、先ごろようやくこの情勢認識を軌道修正する兆しがあらわれてまいりました。すなわち、今日の情勢について、総理は、先ごろ、武力行使が無意味であるとの認識を米ソが持ち、冷戦時代の発想を乗り越えて軍事力を引き下げる軍備管理が進行しているとして、力による対決のもとでの過去のデタントとの相違を認められました。また、外務大臣も、侵略的要素は薄ま

りつつあるとの認識を示されたところであります。

そこで、まず、総理はなぜソ連がそのような認識に至ったと言われるのか、また侵略的要素とは何か、政府は何を根拠にそれが薄まりつつあると判断しているのか、明らかにしていただきたいのであります。

既に米国は、その国家安全保障戦略の中で、今日の軍備管理交渉に至るソ連の新思考外交がソ連社会主義体制の構造的危機に起因するとの認識を明らかにしております。ソ連軍内部では、新思考外交の帰結であるソ連の東欧政策や民族政策、志願兵制度への移行や政軍関係の再編などを盛り込んだ軍改革案など、一連のペレストロイカに関する反感と厳しい内部対立が存在し、軍内部の犯罪増加や民族間の亀裂、規律の緩みや士気の低下にまで発展していると伝えられております。

したがって、私は、東欧の喪失、ワルシャワ条約機構の変質に加えて、今日のソ連の政治経済改革をめぐる保守派と急進改革派との政治対立の深まりという構造的危機を反映したソ連軍の人的、組織的基盤の混迷がその軍事能力を弱めており、この意味では、まさにソ連の侵略的要素は薄まりつつあると考えるのでありますが、政府の見解を明らかにしていただきたい。

次いで、私は、こうした今日のソ連・東欧のダイナミックな構造的変化に起因するところの新たな国際情勢、新たな対ソ認識に基づいて、政府が直ちに防衛計画の大綱を初めとする我が国の防衛政策を見直すよう求めるものであります。

そもそも、大綱の国際情勢認識は、力の対決を背景とした七〇年代のデタントを背景としていることは周知のとおりであります。しかし、総理も認めたとおり、今日の米ソ緊張緩和の事態が、戦後幾たびかのデタントとは質的に異なることは既に明らかであります。この間の論議において、総理は、大綱に基づく我が国の防衛力整備が専守防衛の立場から進められており、米ソのような有事対応型でなく、東西対立構造の枠組みに組み込まれていないとの認識を示されたのであります。また、防衛庁は、大綱が第三国の侵攻に直接対処するものではなく、平時から基盤的に保有するべき防衛力を示したものとの答弁を繰り返しているのであります。しかし、これは、我が国防衛力の実態を国民の目から覆い隠す形式論議という以外の何物でもないと思います。

この四月に明らかにされた米国防総省の「共同防衛への同盟諸国の貢献に関する報告」は、日本の防衛費が米同盟国中の第五位に位置し、過去十年間の防衛支出の実質成長率がＮＡＴＯや米国を上回っていると指摘しております。そして、米統合長期戦略委員会が一昨年に策定した「封じ込め政策の将来」は、この日米防衛の最優先任務として三海峡封鎖を挙げ、引き続いて敢行されるカムラン湾基地攻撃、ソ連潜水艦部隊の攻撃、極東ソ連軍事基地攻撃、千島列島への強襲上陸など、攻勢的な米国の海洋戦略のシナリオを明示しているのであります。

さらに、昨年アジア・太平洋諸国が参加して空前の規模で実施された米太平洋軍演習、ＰＡＣＥＸ89は、まさにこの攻勢的な米国の対ソ戦略に基づく共同作戦の向上を目的としていたのであり、我が国も、日米共同演習の名のもとに陸海空の自衛隊の総力を挙げてこれに参加したのであります。

また、大綱策定と相前後して設置された日米防衛協力小委員会で策定されました「日米防衛協力のための指針」こそ、こうした日米共同作戦体制の出発点にほかなりません。政府は、このガイドラインに基づき、米国のグローバルで攻勢的な対ソ戦略に従って共同作戦計画を策定し、日米共同演習を進めながら、八〇年代を通じて着々と対ソ作戦体制を構築してきたのであります。小規模・限定侵略対処、基盤的防衛力整備の名のもとに、実は日米共同作戦研究などを通じてインプットされる米国の戦略的要求に対応して中期防衛力整備計画を策定し、有事即応型、脅威対応型の所要防衛力整備を行ってきたことは周知のとおりであります。そして、この延長線上に、今また一説には総額二十三兆五千億円に上るとも言われる次期防衛力整備計画を策定中というように聞き及んでおります。

しかしながら、今日では、米国軍事首脳が西側に対するソ連の侵攻の可能性は戦後最低と明言し、米国防総省が「アジア・太平洋の戦略的枠組み」の中で、日本周辺でのソ連の敵対行動の可能性も薄れているとまで指摘している今、私は、欧州有事と連動して構築されている今日の攻勢的な日米共同作戦体制並びにその防衛力整備計画の見直しは不可避であると考えますが、政府の方針を明確にしていただきたいのであります。

次に、アジアの緊張緩和への我が国の貢献について伺います。

周知のように、ドイツ国民は、戦前の歴史的責任に対する厳しいまでの反省を内外に表明し、今ようやく欧州統合の胎動と一体となって統一の悲願を果たそうといたしているのであります。さらに一方、アジア近隣諸国には我が国に対する脅威感がいまだ根強く残っている事実を軽視するわけにはまいりません。総理も、アジアの安全保障の枠組みづくりを我が国が主導することの難しさ、アジア各国との信頼関係構築の必要性について表明されているところであります。

私は、この地域における紛争と対立を乗り越えてアジアの安定的発展に積極的役割を果たすためには、まず、我が国自身が戦前の対外政策を厳しく反省し、アジアに対する侵略戦争についての責任を国民一人一人が背負う基本姿勢を内外に明らかにすることが不可欠であると確信いたしています。いかがでしょうか。（拍手）その上で、我が国の軍事大国化に対する危惧の念を一掃するためにも、この歴史的反省に踏まえて、攻勢的な軍事戦略に基づく防衛政策を見直し、アジアの対立と紛争の打開を目指す対話の枠組みづくりに尽力すべきであると思います。そして、紛争国の復興援助や民主改革を支援し、東西、南北の垣根を越えたアジア諸国の自立と共存のために、より積極的な協力をすべきであります。アジアの緊張緩和と安定的発展のための政府の基本的考え方を明らかにしていただきたいのであります。

最後に、ただいま政府の説明では、本法案は自衛隊の精強性維持の観点から不可避であるとの基本認識が前提となっております。しかし、一般論として、こうした特殊性を支える資質と士気の高揚は、若年定年制によって確保されるものではなく、より根本的には、一国の安全保障の理念と政策についての国民的合意があってこそ確保されるのではないかと思います。そして、今日まさにこの我が国防衛政策の全般的見直しが問われていることにかんがみて、この法案提出の前提となる人事政策は、内外の広範な情勢の見通しが不可欠であると考えます。しかるに、このような検討作業が、若年定年制の下にある自衛官の定年退職後の処遇に関する研究会という防衛庁の一部局の研究会によって行われたことに大きな疑問を持つものであります。

この点について明確な説明を求めまして、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕

○内閣総理大臣（海部俊樹君）　志賀議員にお答え申し上げます。

ただいま歴史的な欧州を中心とした東西関係についてお述べになって、このような東西関係の変化は、特になぜソ連がそのような変化になったのかという、そういうお尋ねでございましたけれども、私は、西側民主主義諸国が団結をして戦争の抑止と対話の政策をずっと維持し続けてきますと同時に、ソ連自身を初め東欧諸国が民主化、自由化、市場経済導入等の国内改革推進のために平和で安定した国際関係が必要になった。特にソ連自身も最近ガットにオブザーバーとして加盟をするようになったのは、そういった国際関係を必要

とした結果であったろうと、私はそのように考えます。

我が国の過去の歴史に対するお尋ねがありましたが、昭和四十年の日韓共同コミュニケ、昭和四十七年の日中共同声明に述べられているとおりでありまして、その反省の上に立って、近隣諸国等の国民に対し重大な苦痛と損害を与えてきましたその反省に立って、歴史の経緯を踏まえて、このようなことを二度と繰り返さないようにしなければならないという、平和国家として世界の平和と安定のために貢献していく考えをここに改めて申し述べさせていただきます。

特にアジアに限定しても、我が国は、アジアの緊張緩和のために、カンボジア問題等この地域の抱える政治懸案の解決努力にこれまでも努力をしてまいりましたが、今後とも積極的に努力を続け、現下の対話と協力を基調とした国際関係のもとで、アジアにおける緊張緩和と安定的な発展を実現するために頑張ってまいりたいと考えております。

残余の質問に関しましては、関係大臣から答弁をいたさせます。（拍手）

〔国務大臣中山太郎君登壇〕

○国務大臣（中山太郎君）　志賀議員にお答えを申し上げます。

まず第一に、ソ連の侵略的要素は薄まりつつあるとの認識を示したが、侵略的要素とは何か、また何を根拠にそれが薄まりつつあると判断をしているのかというお尋ねでございました。

私は、日本の周辺のソ連軍は、長期間にわたる増強の結果、今日、極東では全ソ連軍の四分の一ないし三分の一に相当する膨大な軍事力が蓄積されていると認識をいたしております。特に海空戦力を中心に依然として兵器システムの近代化が継続されており、さらに北方領土にも師団規模の兵力が配備されております。こうした事実にかんがみ、極東地域におけるソ連の軍事力については我が国といたしましては強い懸念を有せざるを得ず、我が国周辺のソ連軍は潜在的脅威であるという認識を持っております。かかる我が国の認識につきましては、累次明確に申し上げてまいったとおりであります。

一方、最近、ソ連の国内政治経済の全面的立て直しに乗り出しましたソ連におきまして、直接間接に軍事力に依存した拡張主義的政策をとる可能性は減じつつあると見られます。先般の私の答弁は、かかる一般的認識及びソ連の対外政策が平和で安定的な国際環境の醸成に資する方向で欧州のみならずグローバルに進められることに対する期待を表明したものでございます。

第二のお尋ねでございます。東欧の喪失、ワルシャワ条約機構の変質に加えて、今日のソ連の政治経済改革をめぐる保守と急進改革派との政治対立の深まりという構造的危機を反映したソ連の人的、組織的基盤の混迷がその軍事能力を弱めておる、この意味でまさにソ連の侵略的要素は薄まりつつあるのではないかというお尋ねでございました。

現在、私は、ソ連の指導部は経済問題、民族問題、政治改革、欧州問題等に直面していると認識をいたしております。また、ソ連国内におきましては、これらの問題をめぐり、いわゆる保守派、急進改革派等、種々意見の対立もある模様であります。

第二に、ソ連の国内政治経済の全面的立て直しに乗り出したソ連政府が、直接間接に軍事力に依存した拡張主義的政策をとる可能性は減じつつあると思われますが、同時に、かかる国内政治情勢は、今後のソ連の改革の動向が依然として少なからぬ不確実性、不透明性、不安定性を内包していることを示すものであり、この点を日本政府としては十分認識する必要があると考えております。（拍手）

〔国務大臣石川要三君登壇〕

○国務大臣（石川要三君）　私に対する御質問にお答えいたします。

まず、我が国の防衛政策にかかわる国際情勢の認識でございますが、最近のソ連の変化や東欧諸国における民主化への動きは、まさに第二次世界大戦以降かつてない好ましい変化であります。このような中で、東西関係においては、ＳＴＡＲＴ、いわゆる戦略兵器削減交渉やあるいはＣＦＥ、欧州通常戦力交渉の進展に見られますように、かねてから続けられてきた対話、協調への努力がようやく実りつつあるように見受けられます。

しかしながら、ソ連、東欧で始まったこのような変化というものは、同時に情勢の流動化、不安定化をもたらす側面を有しておりまして、欧州においては、ドイツ統一問題に見られるように、新たなる安全保障の枠組みを模索する動きが続けられているわけであります。

一方、アジア地域においては、朝鮮半島、カンボジアなどの複雑な問題がございます。また、膨大な軍事力の蓄積を有する極東ソ連軍が存在し、この地域の軍事情勢の最大の不安要因となっているのも事実でございます。

また、米国の対ソ脅威認識に関しましては、防衛庁としては、ソ連が新思考外交のもとでより敵対的でない対外政策を展開していることや、極度の経済不振や民族問題の激化など厳しい国内情勢を抱えていることもあって、欧州のみならずアジア・太平洋地域においても、従前に比べますと、よりソ連がその軍事力を行使しにくい状況にあると米国は受けとめているのではないかと思われます。しかしながら、同時に米国は、極東ソ連軍の軍事能力については、今般発表された報告書「アジア・太平洋地域の戦略的枠組み」においても、我が国の位置する北東アジアにおけるソ連の軍事能力というものは、自国防衛に必要な能力をはるかに超えており、米国と同盟国に対する軍事的脅威である旨の認識も示されております。このような認識は、日米間に基本的な差異はない、私はかように考えております。

次に、大綱を初めとする防衛政策の見直しに関連してのお尋ねでございます。

我が国としては、国防の基本方針にも述べられておりますように、日米安保体制を堅持するとともに、みずから適切な規模の防衛力を保持することにより、我が国に対する侵略を未然に防止することを防衛政策の基本としてまいりました。防衛庁としては、我が国の平和と安全を確保するためには、引き続いてこの政策を堅持することが最も適当であると考えております。

また、我が国は、防衛計画の大綱に従い防衛力の整備を進めておりますが、この大綱は、昭和五十一年、すなわち、緊張緩和、デタントと言われた時期に作成されたものであり、国際情勢については、核相互抑止を含む軍事均衡や各般の国際関係安定化の努力により、東西間の全面的な軍事衝突またはこれを引き起こすおそれのある大規模な武力紛争が生起する可能性は少ない、また、我が国周辺において、大国間の均衡的関係及び日米安全保障体制の存在が国際関係の安定維持及び我が国に対する本格的侵略の防止に大きな役割を果たし続けるものと考えております。このような基本的認識に立っておるわけであります。

大綱の前提とするこのような国際情勢の基本的認識は、現在の米ソを中心とする軍備管理・軍縮交渉の進展等を見ると、今日においても十二分に妥当する、むしろ現状は国際関係安定化の方向に一層進んでいると見るのが適切ではないかと考えられます。

このような情勢認識に立って、大綱は、我が国周辺の軍事的な脅威に直接対抗することを目指すのではなく、我が国自身が力の空白となってこの地域の不安定要因とならないようにすることをその基本的な考え方として、憲法の許容する範囲の中で、自衛のための必要最小限度の範囲内において我が国が平時から保有すべき防衛力の水準を示しているわけであります。したがいまして、防衛庁としては、このような大綱の性格や国際情勢の動向に照らしてみても、引き続き大綱の基本的な

考え方に従って防衛力の整備を行うことが適切ではないかと思考するものであります。

いずれにせよ、次期防の内容については、大綱の取り扱いを含め、今後、安全保障会議を中心に、政府全体として総合的な検討が行われるものであります。

次に、「日米防衛協力のための指針」と次期防に関連しての御質問にお答えいたしますが、指針は、主として保有している防衛力の運用の指針であります。すなわち、大綱に基づき整備された防衛力の使い方を示したものであります。自衛隊が我が国を防衛するための実力組織である以上、日ごろからこれをどのように使うかといった点について研究していくことは重要なことであり、そのような観点から、指針は、我が国に対する侵略が起こった場合における自衛隊と米軍との間の作戦のあり方について示したものであります。

防衛庁といたしましては、この指針に基づき日米共同作戦計画についての研究等を進めることは、日米安保体制の信頼性の維持向上に資するものであり、今後ともこれらの研究の充実に努めてまいりたい所存であります。

したがって、これに関して、欧州有事と連動して構築されている云々との御指摘は、当を得ないものと考えております。

また、次期防については、昭和六十三年十二月の安全保障会議における討議を踏まえ、今後、安全保障会議を中心に、国際情勢及び経済財政事情等を勘案しつつ、政府全体として逐次総合的な検討が進められていくものであります。

最後に、若年定年制の下にある自衛官の定年退職後の処遇に関する研究会の検討に関するお尋ねについてでございますが、自衛官の若年定年制から生ずる問題は、自衛官の処遇に係る極めて重要な問題であると考えております。この問題は、公的年金制度の今後の推移、国家公務員の給与制度とも関連する問題であり、高度に専門的な判断を必要とすることから、部外の学識経験者の意見を聞きながら対応策のあり方について検討を行ったものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　これにて質疑は終了いたしました。

千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件の趣旨説明

○議長（櫻内義雄君）　千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件について、趣旨の説明を求めます。外務大臣中山太郎君。

〔国務大臣中山太郎君登壇〕

○国務大臣（中山太郎君）　千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、趣旨の御説明を申し上げます。

日仏両国は、昭和四十七年に、原子力の平和的利用に関する協力のための現行協定を締結しておりますが、その後、我が国は、昭和五十一年に核兵器の不拡散に関する条約を締結し、昭和五十二年には国際原子力機関との間で保障措置協定を締結いたしました。他方におきまして、フランスも、昭和五十六年に欧州原子力共同体及び国際原子力機関との間で保障措置協定を締結いたしました。さらに、国際的にも核不拡散政策強化の動きが見られます。このような事情を踏まえまして、政府は、昭和六十三年七月以来、現行協定の改正のため、フランス政府との間で六回にわたる交渉を行いました結果、平成二年四月九日にパリにおいて、我が方木内駐仏大使と先方シェール外務省次官との間でこの議定書に署名を行うに至った次第であります。

この議定書は、原子力の平和的利用の分野における日仏間の協力のための法的枠組みを一層整備するものであり、核物質防護に関する規定、核物質等が協定の適用を受けるための要件としての事前通告に関する規定、機微な技術に関する規定等が新たに設けられることなどを定めております。

この議定書の締結は、原子力の平和的利用に関し、我が国にとって重要なフランスとの協力を長期的に安定した基礎の上に確保するものであり、今後の我が国の原子力平和的利用の促進及び核拡散防止への貢献に資するものであると考えられます。また、フランスとの間の友好協力関係の維持及び増進の観点からも、本議定書の締結は有意義なものと考えております。よって、この議定書の締結について御承認を得られますよう、格別の御配慮を得たい次第でございます。

以上が千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件の趣旨でございます。

よろしくお願いをいたします。（拍手）

千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件の趣旨説明に対する質疑

○議長（櫻内義雄君）　ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。松原脩雄君。

〔松原脩雄君登壇〕

○松原脩雄君　私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま趣旨説明のありました日仏原子力協定の改正議定書に関して若干の質問をいたします。

この議定書の最大の目的は、フランスの技術を導入して青森県六ケ所村に使用済み核燃料の大型再処理工場を建設し、大量のプルトニウムを抽出して、我が国の核燃料サイクルを確立しようとするところにあります。

しかし、この核燃料サイクル構想、プルトニウム社会の実現については、青森県選出の自民党の中で一名が、さきの衆議院選挙の際、建設の白紙撤回を公約して当選をされ、これを促進した元大臣は議席を失うなど、地元青森県でも批判の世論が際立ってまいりました。世界的にも核燃料サイクル構想が見直されている今日、そのような批判が生まれるのは当然のことであります。

かつて原発推進策をとったアメリカ、オーストリア、スウェーデン、イタリアなどは、根本的にその政策を転換し、脱原発の方向を進めております。とりわけ、使用済み核燃料の再処理によるプルトニウムの利用は、安全性も経済性も全く成り立たなくなったことが明らかになってきております。

特にアメリカでは、プルトニウム利用関係の高速中性子試験装置開発計画が今年度予算から削られました。かくして、アメリカのプルトニウム社会を目指す路線は過去の政策となったと言わざるを得ません。

また、西ドイツでは、バッカースドルフの使用済み核燃料再処理工場が、周辺環境の放射能汚染の危険性を理由に最近建設中止に追い込まれ、カルカールの実験用増殖炉の運転開始は、無期限に延期されてしまいました。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する志賀一夫君の質疑／千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件についての中山外務大臣の趣旨説明／千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件の趣旨説明に対する松原脩雄君の質疑

さらに、イギリスでは、セラフィールド再処理工場に近い地域では白血病がほかの地域に比べて十倍にもなっていることが報道され、イギリス政府は、高速増殖炉の開発計画の中止を一昨年決めています。

こうした最近顕著になってきた脱原発の世界的な状況と我が国の核燃料サイクル構想とを比べれば、明らかに時代に逆行していると言わざるを得ないと思いますが、首相並びに外務大臣はどのように認識をしておられるのか、まずお聞かせ願いたいと思います。（拍手）

核燃料サイクルを推進する理由として、政府は、その経済性を強調してまいりました。果たしてそうでありましょうか。

最近まで高速増殖炉の開発をがむしゃらに進めてきたフランスでは、スーパーフェニックスⅠがナトリウム漏えい事故などで挫折し、国際協力に係るスーパーフェニックスⅡ建設計画は中止に追い込まれました。危険がこの上なく大きく、発電コストが軽水炉の何倍にもなることが判明したからだとされています。アメリカの核管理研究所のレーベンサール所長は、ウラン価格が少なくとも五倍にならない限りプルトニウムの平和利用は成り立ち得ないと指摘されています。このように、プルトニウムを利用した原子力施設には、莫大な費用と安全面における厳しい規制がかかることは周知の事実であり、最終的には消費者である国民に大きなツケが回ってくることは明らかであります。

また、九二年秋にはフランス、イギリスからプルトニウムを輸送されるとのことですが、プルトニウムを利用した発電コスト、輸送方法、輸送コストなど、いまだ国民にはっきり説明すらしていないのはどのような理由からなのでしょうか。

また、プルトニウム利用計画が明確になっていない今日、なぜ青森県六ケ所村に再処理工場等の建設を急ぐ必要性があるのか、明確な御答弁をあわせてお願いいたします。（拍手）

千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件の趣旨説明に対する松原脩雄君の質疑

この議定書では、核物質の輸送についても定めております。

科学技術庁は、英仏の再処理施設で委託処理されたプルトニウムを九二年に海上輸送するのは、我が国のプルトニウムの所有量が九二年度末には不足するためであると説明しています。ところが、アメリカの核管理研究所は、日本のプルトニウムは九八年末まで不足せず、輸送の必要がないことを明らかにし、我が国の原子力資料室もほぼ同様の結論に至っております。これら権威のある機関の発表が事実とするならば、九二年に海上輸送する必要がないことは明白であります。この際、プルトニウムの海上輸送という非常に重要な問題にかかわることでありますから、我が国の現在の手持ちプルトニウム量及び二〇一〇年までの需要推計量を明らかにしていただきたいと思います。

この議定書に関しては、核兵器の拡散防止の観点からも若干質問をいたします。

言うまでもなく、戦後の国際政治の基本的枠組みを形づくってきたのは、巨大な核兵器を保有する米ソ超大国を軸とする東西関係にありました。このような国際政治の中において、核兵器の拡散を防止する目的から核拡散防止条約が作成され、米ソの管理下において曲がりなりにも核拡散が防止されてまいりました。

しかし、戦後の国際政治の基本的枠組みは崩れ、東西冷戦は終えんを迎えようとしており、これにかわる新しい国際秩序の模索が始まろうとしております。この新しい国際秩序が形成されるまでの間、好むと好まざるとにかかわらず、不確実性や不安定性要因が存在する時期があると考えます。当然、この間は米ソ両超大国の核兵器の管理能力が弱まることをも意味しており、このような過渡的国際政治の中で、私は核拡散防止条約が有効に働き得るかどうかの危惧を抱くものであります。これに対してどのような御所見をお持ちか、総理にお伺いいたします。

また、いまだ多くの核保有期待国が条約を批准いたしておりません。周知のとおり、核保有国フランスもこの条約を調印しておらず、その上、独自の核哲学を持ち、また、原子炉を他国に売り込むことにも熱心であります。現にこの二月にはパキスタンに対して原子炉を売却することが決まりました。もとより、パキスタンもまた核拡散防止条約には参加しておりません。そのため、インドは、この原子炉の売却はパキスタンの核兵器開発の疑惑が濃いと直ちに猛反発をしているありさまであります。

このように、原子力発電開発の名のもとに、多くの国が核保有疑惑国となるおそれなしとは言えないのが現実であります。政府はこれらの国々にどのように条約批准の働きかけをされるのか、あわせてお伺いいたします。

さらに、将来、我が国が平和目的でフランスに提供した核物質または機微な技術などが、フランスもしくはフランスを経由して第三国へ移転され、それが軍事に使用されないという歯どめ、すなわち保障措置はとりわけ厳格でなければなりませんが、この議定書ではいかなる保障措置が講じられたのか、お聞かせ願いたいと思います。

この議定書は、世界のほとんどが放棄したプルトニウム依存社会に日本が突進していくかどうかが問われる重要な内容を含んでいることは、さきに指摘したとおりであります。（拍手）

プルトニウム、ギリシャ神話の地獄の王プルトーンに由来し、原子爆弾の材料として、神話同様大地を焼き払う恐るべき物質、わずか二キログラムで世界の全人口をがんで死亡させると言われるほどの猛烈な毒性を持つ物質、自然界には本来存在せず、人間が技術によって生み出した人工の原子、まさにプルトニウムは、地球温暖化やオゾン層の破壊などで技術に対する反省が生まれ、自然との共存こそ人類が歩まなければならないことが明白となっている今日、人間が自然をもてあそんでいてよいのかを根本的に問いかけており、もはや科学技術者や数字合わせにきゅうきゅうとしている官僚あるいは利潤第一の企業とその関係者にその処理を任せていてはならないことは明らかであります。政治こそが責任ある結論を導いていかなければなりません。

各大臣には、責任と誇りを持って私の質問に真剣に回答していただくことを要望して、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕

○内閣総理大臣（海部俊樹君）　お答えをいたします。

核燃料サイクルの問題につきまして、世界の各国はそれぞれの国が置かれた事情に応じた原子力政策を進めておりまして、米国のように使用済み燃料を再処理しない政策をとっている国もあることは、そのとおりでございます。

しかしながら、英国、フランスは国内において積極的に再処理を実施しておりますし、西ドイツも、施設の建設は中止したものの、英国、フランスへの委託によって再処理を実施することとしておるものと承知いたしております。

いずれにせよ、エネルギー資源に乏しい我が国がエネルギー供給の安定化を図っていくためには、自主的な核燃料サイクルを確立して、使用済み燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等の利用を進めていくことが必要不可欠の課題と考えております。この際、安全性に十二分の配慮をしなきゃならぬことは当然のことと心得ております。

また、核不拡散条約の問題についてもお尋ねがございましたが、我が国は、核不拡散条約は、核の拡散防止と原子力平和利用とを両立させる国際的な枠組みの基本であると認識いたしております。したがって、NPTを基礎とする核不拡散体制の強化は国際社会の平和と安全に貢献するとの立場に立っておりまして、機会あるごとに、国連、軍縮会議等の場及び二国間の会談の場において、未締結国に対して同条約の締結を訴えてきた

ところであり、具体的にお触れになりましたインド、パキスタンに対しましても、私は、先ごろの旅行によって両国の首脳にそれぞれ直接、不拡散条約への参加を強く働きかけた次第でございます。

今後とも、あらゆる機会をとらえて、未締結国の早期締結に向けての一層の努力を傾注してまいりたいと考えております。

残余の問題は、担当大臣より答弁いたさせます。（拍手）

〔国務大臣中山太郎君登壇〕

○国務大臣（中山太郎君）　松原議員にお答えをいたします。

最近の世界の核燃料サイクル構想は破滅的状態になりつつあるが、これらの情勢に対する政府の認識を問うというお尋ねでございましたが、これに関しましては、ただいま総理から既に御答弁がございました。

また、核不拡散条約未加盟国に対し政府としては条約締結のためにどのような働きかけをするのかというお尋ねがございましたが、ただいま総理から、この点につきましても御答弁を申し上げた次第でございます。

フランス及びフランスを経由した第三国に対する核物質及び技術等の移転が軍事目的に利用されない万全な保障措置が本新協定でとられているのかというお尋ねでございます。

今回の協定改正は、核拡散の防止、平和利用の確保をより一層確実なものとすることを目的の一つとして行われたものでございます。かかる観点から、核物質については新たに核物質防護の規制等を加え、また、従来協定の対象とされていなかった機微な技術に関する規定を新たに設ける等、我が国からフランスへの移転を含め、両国間で移転される核物質、機微な技術等について、その平和目的利用を十分に担保しております。

第二に、我が国からフランスに移転された核物質、機微な技術等の第三国への移転等につきましては、その移転先において平和的非爆発目的にのみ利用されること等の保障または我が国の事前の同意がなければ行い得ないことになっており、我が国からフランスに移転されたこれらのものが核不拡散上の懸念のある国に移転されるおそれは全くございません。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣武藤嘉文君登壇〕

○国務大臣（武藤嘉文君）　私の方からは、二点についてお答えをさせていただきます。

まず、プルトニウム利用の経済性でございますけれども、プルトニウム利用の経済性については、天然ウランの価格や回収されるウラン及びプルトニウムの利用方法などいろいろの要因に左右されるものでございまして、一概に申し上げることはなかなか困難でございますが、いずれにいたしましても、プルトニウム利用の推進は、ウラン資源の節約、資源の海外依存度の低下につながるなど、エネルギーの安定供給を確保する上で重要なものであると考えております。

なお、第二点は、再処理施設建設を急ぐ理由ということでございますが、これは科学技術庁の方からお答えをいただくのが妥当かと思いますけれども、私の方へ一応要求をいただいておりますので、私の方からお答えをさせていただきます。

エネルギー資源の約八〇％を海外に依存する我が国といたしましては、ウラン資源の有効利用及びエネルギーセキュリティーの観点から、使用済み燃料は再処理をいたしまして、そこから回収したプルトニウムの利用を推進することが重要であると考えているからでございます。（拍手）

〔国務大臣大島友治君登壇〕

○国務大臣（大島友治君）　お答えいたします。

まず最初に、一九九二年に行うプルトニウムの返還輸送と経済性に関する御質問がありました。

この輸送は、動力炉・核燃料開発事業団が一九九二年の秋ごろまでに海上輸送により行うものでありまして、高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の運転等のため必要不可欠なものであります。現在、具体的な輸送計画について検討しているところでありますが、今後、国民の皆様の御理解を得て、この輸送が円滑に実施できるよう政府としても努力してまいりたいと考えております。

また、プルトニウム利用の経済性につきましては、ウラン価格の変動等さまざまな要因により左右されておりますので、一概には申し上げられませんが、再処理してプルトニウムを利用する場合と、再処理を行わないでウラン燃料だけを利用する場合とでは、経済性においては大差はないものと認識しておるのであります。

次に、プルトニウムの利用計画と六ケ所の再処理工場との関係に関する御質問がありました。

使用済み燃料を再処理し、回収されるプルトニウムを核燃料として再利用していくことが我が国の基本的な政策であり、プルトニウムは、原子力委員会が定めた原子力開発利用長期計画に沿って、高速増殖炉、新型転換炉及び軽水炉で計画的に利用していくこととしておるのであります。このような我が国のプルトニウムの利用を円滑に進めていくためには、青森県六ケ所村の民間再処理工場の建設計画を進めていくことが重要な課題であると考えておるのであります。

次に、日本の現在のプルトニウム量とプルトニウムの需要見通しに関する御質問がございました。

本年三月末現在で我が国が保有している原料プルトニウムは、核分裂性プルトニウム量で約〇・五トンでありました。二〇〇一年度までの我が国のプルトニウムの需要の現時点での見通しといたしましては、「常陽」、「ふげん」及び「もんじゅ」で約九トン、新型転換炉実証炉で約四トン、高速増殖炉実証炉で約四トン、軽水炉におけるプルトニウム利用で約二十五トンの合計約四十二トンとなる見込みであります。

なお、これ以降につきましては、新型転換炉、高速増殖炉及び軽水炉においてプルトニウムを利用していくこととしておりますが、現時点におきましては、不確定要素も多く、具体的な見通しの数値を申し上げることは困難であります。

以上でございます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（櫻内義雄君）　本日は、これにて散会いたします。

午後三時十五分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	海部　俊樹君	
法務大臣	長谷川　信君	
外務大臣	中山　太郎君	
大蔵大臣	橋本龍太郎君	
文部大臣	保利　耕輔君	
厚生大臣	津島　雄二君	
農林水産大臣	山本　富雄君	
通商産業大臣	武藤　嘉文君	
運輸大臣	大野　明君	
郵政大臣	深谷　隆司君	
労働大臣	塚原　俊平君	
建設大臣	綿貫　民輔君	
自治大臣	奥田　敬和君	
国務大臣	相沢　英之君	
国務大臣	石川　要三君	
国務大臣	大島　友治君	
国務大臣	北川　石松君	
国務大臣	佐藤　守良君	
国務大臣	坂本三十次君	
国務大臣	塩崎　潤君	
国務大臣	砂田　重民君	

千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件の趣旨説明に対する松原脩雄君の質疑

出席政府委員

防衛庁人事局長　畠山　蕃君
科学技術庁原子力局長　緒方謙二郎君
外務大臣官房審議官　太田　博君

○朗読を省略した議長の報告

（通知書受領）

一、去る十一日、藤森宮内庁長官から櫻内議長あて、次の通知書を受領した。

宮内秘発甲第二三三号
平成二年五月十一日
宮内庁長官　藤森　昭一
衆議院議長　櫻内　義雄殿

文仁親王殿下の御結婚について

来る六月二十九日、文仁親王殿下は、川嶋紀子嬢と結婚の礼を行われますから、御通知申し上げます。

（報告書受領）

一、去る十五日、内閣を経由して日本銀行政策委員会議長三重野康君から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づく平成元年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。

（議案提出）

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

臨時行政改革推進審議会設置法案

一、昨十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二年度一般会計暫定補正予算（第1号）
平成二年度特別会計暫定補正予算（特第1号）
平成二年度政府関係機関暫定補正予算（機第1号）

（議案受領）

一、去る十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

原子爆弾被爆者等援護法案

一、昨十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

育児休業手当特別会計法案

（議案付託）

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

商法等の一部を改正する法律案（内閣提出第四五号）　法務委員会　付託

一、昨十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

平成二年度一般会計暫定補正予算（第1号）
平成二年度特別会計暫定補正予算（特第1号）
平成二年度政府関係機関暫定補正予算（機第1号）

以上三件　予算委員会　付託

（議案送付）

一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成二年度一般会計予算
平成二年度特別会計予算
平成二年度政府関係機関予算

（質問書提出）

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

脳下垂体等による小人症救済措置に関する質問主意書（貝沼次郎君提出）

（答弁通知書受領）

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員松浦利尚君提出産業廃棄物の処理に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二年五月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外　平成十一年五月十七日

第百十八回国会　衆議院会議録　第十六号（二）

〔本号二冊ノ内〕

平成十一年度一般会計暫定補正予算（第一号）

右
国会に提出する。
平成十一年五月十六日

内閣総理大臣　小渕　恵三

平成２年度一般会計暫定補正予算
予算総則補正

第１条　既定の平成２年度歳入歳出暫定予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出暫定予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	平成２年度成立暫定予算額（千円）	補正追加額（千円）	改平成２年度暫定予算額（千円）
歳入	2,953,631,861	517,026,534	3,470,658,395
歳出	10,200,012,508	1,961,072,031	12,161,084,539

第２条　この暫定補正予算は、既定の暫定予算に追加し、あわせてこれを平成２年４月１日から６月８日までの期間に係るものとする。

第３条　歳入歳出暫定予算補正の内訳として、「歳入暫定予算補正明細書」及び各省各庁の「暫定予算予定経費補正要求書」は、別に添附する。

第４条　平成２年度一般会計暫定予算予算総則第７条の損失補償契約等の限度額の表中

「

「農業近代化資金助成法」第３条の２第３項の規定による金額の限度	平成２年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　52,134千円

」を

「

「農業近代化資金助成法」第３条の２第３項の規定による金額の限度	平成２年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　70,755千円

」に、

「

「漁業近代化資金助成法」第４条第３項の規定による金額の限度	平成２年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　6,721千円

」を

「

「漁業近代化資金助成法」第４条第３項の規定による金額の限度	平成２年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　9,122千円

」に改める。

第５条　平成２年度一般会計暫定予算予算総則第８条第１項の債務保証契約の限度額の表中

「

１　公営企業金融公庫 公営企業債券の元本の償還及び利息の支払	「公営企業金融公庫法」第26条	額面総額300,000,000千円及びその利息に相当する金額

」を

「

１　公営企業金融公庫 公営企業債券の元本の償還及び利息の支払	「公営企業金融公庫法」第26条	額面総額450,000,000千円及びその利息に相当する金額

」に、

「

２　日本道路公団 道路債券に係る債務	「日本道路公団法」第28条	額面総額103,500,000千円及びその利息に相当する金額

」を

「

２　日本道路公団 道路債券に係る債務	「日本道路公団法」第28条	額面総額172,900,000千円及びその利息に相当する金額

」に、

「

３　石油公団 石油債券及び借入金に係る債務	「石油公団法」第26条	額面総額及び元本金額の合計額85,900,000千円並びにその利息に相当する金額

」を

「

３　石油公団 石油債券及び借入金に係る債務	「石油公団法」第26条	額面総額及び元本金額の合計額93,900,000千円並びにその利息に相当する金額

」に、

「

６　「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項各号に掲げる法人		

債券又は地方債証券のうち外貨をもって支払われるものに係る債務	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項	外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額（欧州共同体の構成国の全部又は一部の通貨の合成価値によって額面が表示される債券又は地方債証券にあっては、当該合成価値を構成する各通貨の当該構成部分に相当する金額を外国貨幣換算率により換算したものの合算額をいう。）の総額が71,000,000千円に相当する債券又は地方債証券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額

を

「

6 「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項各号に掲げる法人 債券又は地方債証券のうち外貨をもって支払われるものに係る債務	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項	外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額（欧州共同体の構成国の全部又は一部の通貨の合成価値によって額面が表示される債券又は地方債証券にあっては、当該合成価値を構成する各通貨の当該構成部分に相当する金額を外国貨幣換算率により換算したものの合算額をいう。）の総額が98,000,000千円に相当する債券又は地方債証券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額

」

に改める。

甲号　歳入歳出暫定予算補正

歳　　入

主管	部	款	項	追加額（千円）
国会	雑収入			97,822
		国有財産利用収入		22,678
			国有財産貸付収入	22,507
			国有財産使用収入	171
		諸収入		75,144
			国会議員互助年金法納金	71,810
			弁償及返納金	201

裁判所	雑収入		物品売払収入	3,098
			雑入	35
		国有財産利用収入		97,152
				16,618
			国有財産貸付収入	16,618
		諸収入		80,534
			許可及手数料	75
			懲罰及没収金	13,815
			弁償及返納金	6,188
			物品売払収入	102
			雑入	60,354
会計検査院	雑収入			14
		諸収入		14
			弁償及返納金	11
			雑入	3
内閣	雑収入			714
		国有財産利用収入		703
			国有財産貸付収入	435
			国有財産使用収入	268
		諸収入		11
			物品売払収入	11
総理府	官業益金及官業収入			537,275
		官業収入		537,275
			病院収入	537,275

	政府資産整理収入				91,996
		国有財産処分収入			90,018
			国有財産売払収入		90,018
		回収金等収入			1,978
			貸付金等回収金収入		1,978
	雑収入				395,461
		国有財産利用収入			68,494
			国有財産貸付収入		62,075
			国有財産使用収入		6,166
			利子収入		253
		諸収入			326,967
			特別会計受入金		12,745
			受託調査試験及役務収入		339
			弁償及返納金		163,496
			物品売払収入		24,387
			雑入		126,000
			計		1,024,732
法務省	雑収入				4,791,388
		国有財産利用収入			4,426
			国有財産貸付収入		4,426
		諸収入			4,786,962
			懲罰及没収金		3,843,816
			弁償及返納金		45,872
			矯正官署作業収入		807,587
			物品売払収入		3,541
			雑入		86,146

外務省	雑収入			5,473
		諸収入		5,473
			弁償及返納金	4,720
			物品売払収入	571
			雑入	182
大蔵省	租税及印紙収入			395,000,000
		租税		382,000,000
			所得税	46,000,000
			法人税	42,000,000
			相続税	67,000,000
			酒税	6,000,000
			たばこ税	70,000,000
			航空機燃料税	5,000,000
			取引所税	3,000,000
			有価証券取引税	118,000,000
			関税	24,000,000
			とん税	1,000,000
		印紙収入		13,000,000
			印紙収入	13,000,000
	政府資産整理収入			6,189,273
		国有財産処分収入		6,189,093
			国有財産売払収入	6,189,093
		回収金等収入		180
			特別会計整理収入	49
			引継債権整理収入	131
	雑収入			106,688,110

官報(号外)

		国有財産利用収入		297,968	
			国有財産貸付収入	272,529	
			配当金収入	1,375	
			利子収入	24,064	
		諸収入		106,390,142	
			特別会計受入金	105,921,000	
			許可及手数料	181,005	
			懲罰及没収金	39,065	
			弁償及返納金	144,092	
			物品売払収入	1,259	
			雑入	103,721	
			計	507,877,383	
文部省	雑収入			120,926	
		国有財産利用収入		100,103	
			国有財産貸付収入	16,498	
			国有財産使用収入	83,605	
		諸収入		20,823	
			許可及手数料	2,233	
			弁償及返納金	13,803	
			物品売払収入	751	
			雑入	4,036	
厚生省	官業益金及官業収入			34,386	
		官業収入		34,386	
			病院収入	34,386	
	政府資産整理収入			352	

		回収金等収入		352
			貸付金等回収金収入	352
	雑収入			2,390,298
		国有財産利用収入		4,676
			国有財産貸付収入	4,676
		諸収入		2,385,622
			授業料及入学検定料	88
			許可及手数料	1,091
			受託調査試験及役務収入	282
			弁償及返納金	2,241,478
			物品売払収入	131,130
			雑入	11,553
			計	2,425,036
農林水産省	雑収入			110,094
		国有財産利用収入		13,604
			国有財産貸付収入	12,134
			国有財産使用収入	1,470
		諸収入		96,490
			許可及手数料	288
			弁償及返納金	33,570
			物品売払収入	53,061
			雑入	9,571
通商産業省	政府資産整理収入			2,325
		回収金等収入		2,325
			特別会計整理収入	325

			貸付金等回収金収入	2,000
	雑収入			138,592
		国有財産利用収入		58,794
			国有財産貸付収入	16,308
			国有財産使用収入	42,486
		諸収入		79,798
			許可及手数料	906
			受託調査試験及役務収入	3,142
			弁償及返納金	21,572
			物品売払収入	54,178
			計	140,917
運輸省	雑収入			25,058
		国有財産利用収入		13,097
			国有財産貸付収入	7,903
			国有財産使用収入	5,194
		諸収入		11,961
			授業料及入学検定料	9,960
			弁償及返納金	1,271
			物品売払収入	630
			雑入	100
郵政省	雑収入			510
		国有財産利用収入		181
			国有財産貸付収入	181
		諸収入		329
			弁償及返納金	268

				物品売払収入	54
				雑入	7
労働省	雑収入				47,430
		国有財産利用収入			228
				国有財産貸付収入	228
		諸収入			47,202
				弁償及返納金	47,138
				物品売払収入	17
				雑入	47
建設省	雑収入				261,852
		国有財産利用収入			75,926
				国有財産貸付収入	1,881
				国有財産使用収入	74,045
		諸収入			185,926
				受託調査試験及役務収入	4,131
				弁償及返納金	11,902
				物品売払収入	11,687
				雑入	158,206
自治省	雑収入				33
		国有財産利用収入			30
				国有財産貸付収入	30
		諸収入			3
				弁償及返納金	3
歳入補正額総計					517,026,534

歳出

所管	組織	項	追加額(千円)
皇室	皇室費	内廷費	12,850
		宮廷費	104,640
		皇族費	10,951
		計	128,441
国会	衆議院	衆議院	2,961,856
		衆議院予備経費	400
		計	2,962,256
	参議院	参議院	1,724,517
		参議院予備経費	250
		計	1,724,767
	国立国会図書館	国立国会図書館	627,560
		国立国会図書館施設費	72,736
		計	700,296
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	6,362
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	5,475
	国会所管補正額合計		5,399,156
裁判所	裁判所	最高裁判所	5,471,069
		下級裁判所	9,116,188
		裁判費	457,150
		裁判所施設費	402,627
		裁判所予備経費	400
		計	15,447,434
	検察審査会	検察審査会	309,833
	裁判所所管補正額合計		15,757,267

会計検査院	会計検査院	会計検査院	765,594
内閣	内閣官房	内閣官房	330,701
		安全保障会議	10,953
		計	341,654
	内閣法制局	内閣法制局	40,342
	人事院	人事院	428,800
	内閣所管補正額合計		810,796
総理府	総理本府	総理本府	7,782,079
	日本学術会議	日本学術会議	44,813
	公正取引委員会	公正取引委員会	224,862
	警察庁	警察庁	7,882,569
		千葉県警察新東京国際空港警備隊費	502,093
		科学警察研究所	60,068
		皇宮警察本部	366,917
		都道府県警察費補助	577,813
		計	9,389,460
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	29,010
	宮内庁	宮内庁	610,238
	総務庁	総務庁	2,609,619
		恩給費	1,422,547
		恩給支給事務費	554,398
		国連アジア統計研修協力費	11,151
		統計調査費	212,819
		国勢調査費	561,907
		青少年対策本部	73,649

		北方対策本部	5,217
		計	5,451,307
	北海道開発庁	北海道開発庁	906,643
		北海道開発計画費	4,731
		北海道開発事業指導監督費	21,236
		北海道治水事業費	8,870,300
		北海道急傾斜地崩壊対策事業費	101,000
		北海道治山事業費	1,174,000
		北海道海岸事業費	546,500
		北海道治水海岸事業工事諸費	611,600
		揮発油税等財源北海道道路整備事業費	16,876,000
		北海道道路整備事業費	2,704,000
		北海道道路事業工事諸費	1,874,000
		北海道港湾事業費	3,854,500
		北海道漁港施設費	3,621,500
		北海道空港整備事業費	295,400
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費	571,000
		北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費	546,600
		北海道住宅建設等事業費	8,407,000
		北海道住宅対策諸費	35,000
		北海道都市計画事業費	3,825,563
		北海道公園事業工事諸費	7,437
		北海道離島廃棄物処理施設整備費	12,000
		北海道土地改良事業費	9,281,683
		北海道農用地再編開発事業費	4,794,506
		北海道特定地域農業開発事業費	1,041,427
		北海道土地改良事業等工事諸費	618,384

北海道造林事業費	426,000
北海道林道事業費	461,000
北海道沿岸漁場整備開発事業費	624,000
北海道離島簡易水道施設整備費	7,000
北海道災害復旧事業等工事諸費	11,542
農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費	572,000
計	72,708,552
防衛本庁	111,277,014
武器車両等購入費	23,205,263
航空機購入費	82,948,510
昭和61年度甲型警備艦建造費	44,940
昭和63年度潜水艦建造費	107,228
技術研究本部諸経費	9,770,018
施設整備等附帯事務費	60,988
研究開発費	349,005
計	177,762,966
防衛施設庁	1,677,766
調達労務管理費	9,466,254
施設運営等関連諸費	3,200,724
計	14,344,744
経済企画庁	478,271
国民生活安定対策等経済政策推進費	57,500
経済研究所	44,925
計	580,696
科学技術庁	929,242
科学技術振興費	72,690
放射能調査研究費	11,924

		科学技術庁試験研究所	1,013,994
		科学技術庁試験研究所施設費	199,656
		計	2,227,506
	環境庁	環境庁	634,516
		公害防止等調査研究費	8,712
		自然公園等管理費	39,550
		自然公園等施設整備費	42,948
		環境庁研究所	236,527
		計	962,253
	沖縄開発庁	沖縄開発庁	445,829
		沖縄保健衛生等対策諸費	2,577
		沖縄開発事業指導監督費	2,591
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費	4,962,000
		沖縄開発事業費	10,011,078
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費	90,000
		農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費	92,000
		沖縄住宅対策諸費	2,500
		沖縄治水事業工事諸費	37,800
		沖縄道路事業工事諸費	49,700
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	30,751
		沖縄公園事業工事諸費	6,006
		沖縄土地改良事業工事諸費	33,165
		計	15,765,997
	国土庁	国土庁	552,176
		国土調査費	436,598
		豪雪地帯対策特別事業費	13,964
		振興山村開発総合特別事業費	30,239

		小笠原諸島振興開発事業費	156,630
		離島振興特別事業費	14,898
		揮発油税等財源離島道路整備事業費	1,777,000
		離島振興事業費	9,782,300
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費	121,000
		農村総合整備計画調査費	23,623
		農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費	307,000
		水資源開発事業費	5,165,270
		計	18,380,698
	総理府所管補正額合計		326,260,181
法務省	法務本省	法務本省	6,867,156
		登記事務費	3,657,677
		訟務費	55,376
		外国人登録事務費	177,487
		法務省施設費	1,044,287
		計	11,801,983
	法務総合研究所	法務総合研究所	51,501
		国連犯罪防止アジア地域研修協力費	14,795
		計	66,296
	法務局	法務局	722,537
	検察庁	検察官署	4,433,484
		検察費	190,771
		計	4,624,255
	矯正官署	矯正官署	7,368,476
		矯正収容費	1,216,153

		刑務所作業費	126,002
		計	8,710,631
	更生保護官署	更生保護官署	496,358
		補導援護費	249,260
		計	745,618
	地方入国管理官署	地方入国管理官署	647,557
		護送収容費	117,477
		計	765,034
	公安審査委員会	公安審査委員会	3,220
	公安調査庁	公安調査庁	823,266
	法務省所管補正額合計		28,262,840
外務省	外務本省	外務本省	2,314,398
		経済協力費	5,658,132
		計	7,972,530
	在外公館	在外公館	1,467,220
	外務省所管補正額合計		9,439,750
大蔵省	大蔵本省	大蔵本省	3,411,892
		国家公務員等共済組合連合会等助成費	315,626
		産業投資特別会計へ繰入	105,921,000
		国債費	47,455,872
		公務員宿舎施設費	579,302
		政府出資	10,000,000
		計	167,683,692
	財務局	財務局	2,087,993
	税関	税関	3,443,682

	国税庁	税務官署	30,975,888
		国税不服審判所	237,185
		醸造試験所	17,769
		計	31,230,842
	大蔵省所管補正額合計		204,451,209
文部省	文部本省	文部本省	1,964,872
		文部本省施設費	4,751
		教育統計調査費	14,001
		生涯学習振興費	125,100
		義務教育教科書費	25,126
		義務教育費国庫負担金	139,703,000
		養護学校教育費国庫負担金	5,073,907
		学校教育振興費	71,211
		育英事業費	10,060,265
		科学振興費	348,185
		南極地域観測事業費	2,878
		体育振興費	5,585
		国立学校運営費	71,237,229
		国立学校船舶建造及施設費	3,626,002
		計	232,262,112
	文部本省所轄機関	文部本省所轄研究所	190,652
		日本学士院	42,304
		国立社会教育施設運営費	372,902
		計	605,858
	文化庁	文化庁	100,142
		文化振興費	92,430

官報（号外）

		国立博物館	128,808
		国立美術館	97,088
		国立美術館施設費	3,741
		文化庁研究所	142,662
		日本芸術院	12,154
		計	577,025
	文部省所管補正額合計		233,444,995
厚生省	厚生本省	厚生本省	2,272,215
		厚生統計調査費	182,999
		科学研究費	1,406,099
		保健衛生諸費	153,134
		結核医療費	1,850
		原爆障害対策費	126,893
		精神保健費	140,750
		国立病院及療養所経営費	15,152,633
		国立病院及療養所施設費	7,372
		生活保護費	40,684,364
		身体障害者保護費	4,051,991
		老人福祉費	18,915,231
		婦人保護費	105,899
		社会福祉諸費	171,033
		社会福祉施設整備費	3,148,000
		児童保護費	34,704,730
		特別児童扶養手当等給付諸費	54,388
		児童扶養手当給付諸費	239,225
		社会保険国庫負担金	47,835,331
		厚生年金保険国庫負担金	260,738,641

		国民健康保険助成費	5,387,948
		国民年金国庫負担金	190,288,880
		遺族及留守家族等援護費	596,900
		環境衛生施設整備費	12,964,541
		農業者年金実施費	64,713
		児童手当国庫負担金	13,077,686
		計	652,473,446
	厚生本省試験研究機関	厚生本省試験研究所	531,739
		血清等製造及検定費	27,235
		計	558,974
	検疫所	検疫所	304,692
	国立らい療養所	国立らい療養所運営費	1,533,697
	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	360,411
	地方医務局	地方医務局	72,754
	麻薬取締官事務所	麻薬取締官事務所	81,624
	厚生省所管補正額合計		655,385,598
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省	4,964,611
		農業保険費	1,198,938
		農林漁業統計情報費	443,254
		農業振興費	1,504,798
		農業構造改善対策費	2,350,495
		農業者年金等実施費	21,511
		農蚕園芸振興費	68,500
		農業改良普及対策費	3,637
		畜産振興費	10,522
		家畜伝染病予防費	47,742
		食品流通等対策費	11,383

		糖価安定対策費	494,984
		土地改良事業等指導監督費	12,730
		海岸事業費	556,098
		土地改良事業費	41,097,865
		農用地再編開発事業費	5,009,636
		特定地域農業開発事業費	1,838,000
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費	3,090,000
		農業施設災害復旧事業費	844,132
		農業施設災害関連事業費	167,949
		計	63,736,785
	農林水産技術会議	農林水産技術会議	103,298
		農林水産業技術振興費	179,725
		計	283,023
	農林水産本省試験研究機関	農林水産本省試験研究所	1,957,523
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	1,230,474
	地方農政局	地方農政局	2,898,332
		海岸事業工事諸費	22,902
		土地改良事業工事諸費	4,797
		農業施設災害復旧事業等工事諸費	813
		計	2,921,844
	北海道統計情報事務所	北海道統計情報事務所	201,086
	食糧庁	食糧庁	289,325
	林野庁	林野庁	406,815
		林業振興費	3,647,059
		山林事業指導監督費	2,204
		治山事業費	12,324,000
		造林事業費	2,740,000
		林道事業費	4,722,000

		森林開発公団事業費	969,000
		山林施設災害復旧事業費	207,000
		山林施設災害関連事業費	160,000
		森林総合研究所	367,994
		計	25,546,072
	水産庁	水産庁	339,958
		漁業調査取締費	402,080
		水産業振興費	997,938
		漁港整備事業指導監督費	1,012
		海岸事業費	699,000
		漁港施設費	5,569,000
		農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費	52,000
		沿岸漁場整備開発事業費	1,073,000
		漁港施設災害復旧事業費	33,000
		水産庁試験研究所	363,467
		真珠検査所	5,314
		水産大学校	161,839
		北海道さけ・ますふ化場	73,636
		計	9,771,244
農林水産省所管補正額合計			105,937,376
通商産業省	通商産業本省	通商産業本省	2,690,621
		商工鉱業統計調査費	13,112
		中小商工業等統計調査費	4,930
		経済協力費	69,056
		工業再配置促進対策費	1,005
		情報処理振興対策費	3,194

	繊維工業構造改善対策費	1,746
	工業用水道事業費	653,258
	計	3,436,932
通商産業検査所	通商産業検査所	210,810
工業技術院	工業技術院	129,843
	鉱工業技術振興費	281,404
	大型工業技術研究開発費	39,094
	ニューエネルギー技術研究開発費	55,787
	工業技術院試験研究所	1,909,015
	計	2,415,143
資源エネルギー庁	資源エネルギー庁	172,785
	エネルギー対策費	26,071
	地下資源対策費	52,918
	計	251,774
中小企業庁	中小企業庁	75,189
	中小企業対策費	77,267
	計	152,456
通商産業局	通商産業局	746,678
	商工鉱業統計調査費	17,422
	エネルギー対策費	12,290
	計	776,390
鉱山保安監督官署	鉱山保安監督官署	87,159
	通商産業省所管補正額合計	7,330,664
運輸本省	運輸本省	5,349,528
	観光事業費	131,219
	船員雇用促進対策事業費	18,250
	港湾等事業指導監督費	6,767
運輸本省		
運輸、省		

		海岸事業費	2,000,541
		海岸事業工事諸費	19,459
		港湾事業費	13,460,000
		空港整備事業費	2,127,000
		航空機燃料税財源空港整備事業費	4,303,000
		鉄道防災事業費	130,000
		港湾施設災害復旧事業費	70,805
		港湾災害復旧事業工事諸費	165
		港湾施設災害関連事業費	1,000
		計	27,617,724
	運輸本省試験研究機関	運輸本省試験研究所	275,435
	運輸本省教育機関	学校及訓練所	722,302
	地方運輸局	地方運輸局	1,024,656
	港湾建設局	港湾建設局	216,247
	地方航空局	地方航空局	81,290
	船員労働委員会	船員労働委員会	34,327
	海上保安庁	海上保安官署	6,587,709
	海難審判庁	海難審判庁	119,552
	気象庁	気象官署	2,350,047
		静止気象衛星業務費	104,564
		気象研究所	125,191
		計	2,579,802
	運輸省所管補正額合計		39,259,044
郵政省	郵政本省	郵政本省	878,847
		電気通信監理費	110,155
		計	989,002

官報（号外）

	通信総合研究所	通信総合研究所	221,253
	地方電気通信監理局	地方電気通信監理局	551,016
	郵政省所管補正額合計		1,761,271
労働省	労働本省	労働本省	3,139,690
		労働統計調査費	48,078
		失業対策事業費	443,437
		特定地域開発就労事業費	287,924
		職業転換対策事業費	344,827
		政府職員等失業者退職手当	119,133
		雇用保険国庫負担金	14,673,750
		計	19,056,839
	労働本省研究機関	労働本省研究所	36,940
	中央労働委員会	中央労働委員会	85,055
	労働保護官署	労働保護官署	1,538,087
	職業安定官署	職業安定官署	3,245,394
	労働省所管補正額合計		23,962,315
建設省	建設本省	建設本省	1,591,353
		官庁営繕費	1,406,585
		河川管理費	75,458
		建設事業指導監督費	27,110
		治水事業費	54,380,000
		急傾斜地崩壊対策等事業費	2,511,000
		海岸事業費	1,752,300
		海岸事業工事諸費	90,000
		揮発油税等財源道路整備事業費	103,081,000
		道路整備事業費	16,601,000

		住宅建設等事業費	54,278,000
		住宅対策諸費	182,000
		都市計画事業費	42,317,650
		河川等災害復旧事業費	2,394,143
		河川等災害復旧事業等工事諸費	242,000
		都市災害復旧事業費	6,000
		河川等災害関連事業費	1,044,825
		計	281,980,424
	国土地理院	国土地理院	462,847
	建設本省試験研究機関	建設本省試験研究所	247,186
	地方建設局	地方建設局	955,090
		道路災害復旧事業工事諸費	626
		公園事業工事諸費	51,350
		計	1,007,066
	建設省所管補正額合計		283,697,523
自治省	自治本省	自治本省	295,436
		地方交付税交付金	18,627,393
		計	18,922,829
	消防庁	消防庁	64,152
		消防研究所	31,030
		計	95,182
	自治省所管補正額合計		19,018,011
歳出補正額総計			1,961,072,031

平成二年度一般会計暫定補正予算(第1号)に関する報告書

一　暫定補正予算の要旨

本暫定補正予算は、既定の暫定予算に追加し、あわせてこれを平成二年四月一日から六月八日までの期間(以下「補正後暫定予算期間」という。)に係る暫定予算とするものである。

歳出面においては、補正後暫定予算期間中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について行政運営上必要最小限の所要の追加額を計上している。

なお、教育及び社会政策上等の配慮から特に措置することが適当と認められるものを除き、新規の施策に係る経費は原則として計上していない。

また、公共事業関係費については、補正後暫定予算期間中における事業の継続的執行を図るため、一般公共事業については、既定の暫定予算とあわせて、平成二年度予算額のおおむね三分の一を目途に計上する等所要額を計上することとしている。

歳入面においては、補正後暫定予算期間中における税収及びその他収入について所要の追加収入見込額を計上している。

本補正の結果、平成二年度一般会計歳入歳出暫定予算は次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入		
成立暫定予算		二、九五三、六三二百万円
補正追加		五一七、〇二七百万円
計		三、四七〇、六五九百万円
歳出		
成立暫定予算		一〇、二〇〇、〇一三百万円
補正追加		一、九六一、〇七二百万円
計		二二、一六一、〇八五百万円

なお、八兆六千九百四億二千六百万円の歳出超過となっているが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ大蔵省証券を発行することとしている。

一般会計暫定補正予算の概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

歳入		
1	租税及印紙収入	三九五、〇〇〇百万円
2	官業益金及官業収入	五七二百万円
3	政府資産整理収入	六、二八四百万円
4	雑収入	一一五、一七一百万円
計		五一七、〇二七百万円
歳出		
1	社会保障関係費	六五三、〇三九百万円
(1)	生活保護費	四〇、六八四百万円
(2)	社会福祉費	六一、七五一百万円
(3)	社会保険費	五一七、四一五百万円
(4)	保健衛生対策費	一七、四二一百万円
(5)	失業対策費	一五、七六八百万円
2	文教及び科学振興費	二四〇、七〇一百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	一三九、七〇三百万円
(2)	国立学校特別会計へ繰入	七四、八六三百万円
(3)	科学技術振興費	一〇、七七三百万円
(4)	教育振興助成費	五、三〇一百万円
(5)	育英事業費	一〇、〇六〇百万円
3	国債費	四七、四五六百万円
4	恩給関係費	二、五七四百万円
(1)	文官等恩給費	一〇四百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	一、三一九百万円
(3)	恩給支給事務費	五五四百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	五九七百万円
5	地方交付税交付金	一八、六二七百万円
6	防衛関係費	一九二、一一九百万円
7	公共事業関係費	五〇〇、一〇四百万円
8	経済協力費	一六、六〇八百万円
9	中小企業対策費	三〇一百万円
10	エネルギー対策費	九四百万円
11	産業投資特別会計へ繰入	一〇五、九二一百万円
12	その他の事項経費	一八三、五二八百万円
計		一、九六一、〇七二百万円

二　暫定補正予算の可決理由

本暫定補正予算は、平成二年度一般会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二年五月十七日

予算委員長　越智　伊平

衆議院議長　櫻内　義雄殿

平成二年度特別会計暫定補正予算(特第1号)

右

国会に提出する。

平成二年五月十六日

内閣総理大臣　海部　俊樹

平成２年度特別会計暫定補正予算

予算総則補正

第１条　次に掲げる各特別会計の平成２年度歳入歳出暫定予算補正は、「甲号歳入歳出暫定予算補正」に掲げるとおりとする。

総理府、大蔵省及び通商産業省所管	電源開発促進対策
総理府、大蔵省及び自治省所管	交付税及び譲与税配付金
法務省所管	登記
大蔵省所管	造幣局
	印刷局
	資金運用部
	国債整理基金
	外国為替資金
	産業投資
	地震再保険
大蔵省、通商産業省及び労働省所管	石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策
大蔵省及び建設省所管	特定国有財産整備
文部省所管	国立学校
厚生省所管	厚生保険
	船員保険
	国立病院
	国民年金
農林水産省所管	食糧管理
	農業共済再保険
	森林保険
	漁船再保険及漁業共済保険
	農業経営基盤強化措置
	国有林野事業
	国営土地改良事業
通商産業省所管	アルコール専売事業
	貿易保険
	特許
運輸省所管	自動車損害賠償責任再保険
	港湾整備
	自動車検査登録
	空港整備
郵政省所管	郵政事業
	郵便貯金
	簡易生命保険及郵便年金
労働省所管	労働保険
建設省所管	道路整備
	治水
	都市開発資金融通

第２条　この暫定補正予算は、既定の暫定予算に追加し、あわせてこれを平成２年４月１日から６月８日までの期間に係るものとする。

第３条　各特別会計の歳入歳出暫定予算補正の内訳として、「歳入歳出暫定予算補正予定計算書」は、別に添附する。

第４条　平成２年度特別会計暫定予算予算総則第４条の各特別会計の借入金の限度額の表を次のとおり改める。

特別会計	根拠規定	限度額
国立病院	「国立病院特別会計法」第８条の２第２項	病院勘定　2,400,000千円 療養所勘定　2,500,000
国営土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第２項	34,800,000
郵便貯金	「郵便貯金特別会計法」第12条の２第４項	金融自由化対策特別勘定　640,000,000

第５条　平成２年度特別会計暫定予算予算総則第５条第１項の各特別会計の一時借入金等の最高額の表中

「

登記	「登記特別会計法」第11条第２項		5,600,000千円
石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策	「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法」第12条第２項	石炭勘定	7,100,000

」

を

「

登記	「登記特別会計法」第11条第２項		6,900,000千円
石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策	「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法」第12条第２項	石炭勘定	9,100,000

」

に改め、国有林野事業特別会計の次に

「

アルコール専売事業	「アルコール専売事業特別会計法」第６条第３項	1,300,000千円

」

を加える。

官報（号外）

第6条　平成2年度特別会計暫定予算予算総則第7条の各特別会計の保険契約の限度額の表中

「

貿易保険	「貿易保険法」第1条の7	次の各保険ごとの保険金額の総額 千円 普通輸出保険　2,366,000,000 輸出代金保険　2,478,000,000 為替変動保険　7,000,000 輸出手形保険の保険契約に基づいて成立する保険関係　210,000,000 輸出保証保険　16,800,000 前払輸入保険　30,800,000 仲介貿易保険　26,600,000 海外投資保険　78,400,000
	「貿易保険法」第14条の16第3項	再保険の再保険金額の総額　49,000,000

」

を

「

貿易保険	「貿易保険法」第1条の7	次の各保険ごとの保険金額の総額 千円 普通輸出保険　3,211,000,000 輸出代金保険　3,363,000,000 為替変動保険　9,500,000 輸出手形保険の保険契約に基づいて成立する保険関係　285,000,000 輸出保証保険　22,800,000 前払輸入保険　41,800,000 仲介貿易保険　36,100,000 海外投資保険　106,400,000
	「貿易保険法」第14条の16第3項	再保険の再保険金額の総額　66,500,000

」

に改める。

第7条　「電源開発促進対策特別会計法」第3条の3の規定により電源立地勘定及び電源多様化勘定の歳入に組み入れる電源開発促進税収入の金額は、電源立地勘定にあっては電源開発促進税収入の445分の160に相当する金額とし、電源多様化勘定にあっては電源開発促進税収入の445分の285に相当する金額とする。

第8条　平成2年度特別会計暫定予算予算総則第8条に定める資金運用部資金の「資金運用部資金法」第7条第1項第12号に掲げる債券に対する運用「14,000,000千円」を「19,000,000千円」に、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」第3条第1項第6号及び第13号から第15号までに掲げる債券（商工組合中央金庫の発行するものを除く。）及び金銭信託に対する運用「84,000,000千円」を「114,000,000千円」に改め、同条の表を次のとおり改める。

区分	資金運用部資金	簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金
（国）		
1 国立病院特別会計	4,900,000千円	0千円
2 国営土地改良事業特別会計	34,800,000	0
3 郵便貯金特別会計	640,000,000	0
（政府関係機関）		
4 国民金融公庫	435,300,000	74,200,000
5 住宅金融公庫	997,000,000	21,400,000
6 農林漁業金融公庫	50,600,000	7,400,000
7 中小企業金融公庫	192,200,000	78,700,000
8 北海道東北開発公庫	19,500,000	10,500,000
9 環境衛生金融公庫	31,000,000	0
10 沖縄振興開発金融公庫	6,000,000	2,000,000
11 日本開発銀行	120,000,000	0
12 日本輸出入銀行	195,000,000	0
（公団、事業団等）		
13 日本道路公団	172,900,000	217,900,000
14 森林開発公団	8,200,000	0
15 船舶整備公団	3,000,000	0
16 首都高速道路公団	19,300,000	49,400,000
17 水資源開発公団	9,900,000	7,700,000
18 阪神高速道路公団	20,600,000	53,600,000
19 日本鉄道建設公団	26,500,000	4,100,000

20 本州四国連絡橋公団	6,000,000	15,600,000
21 農用地整備公団	3,100,000	0
22 労働福祉事業団	2,700,000	0
23 年金福祉事業団	1,446,900,000	0
24 簡易保険郵便年金福祉事業団	0	840,000,000
25 日本国有鉄道清算事業団	12,400,000	1,600,000
26 日本育英会	6,100,000	0
27 新幹線鉄道保有機構	29,300,000	3,300,000
28 電源開発株式会社	9,400,000	2,600,000
29 商工組合中央金庫	10,100,000	0
（地方公共団体）		
30 地方公共団体	1,053,300,000	336,700,000

甲号　歳入歳出暫定予算補正

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	追加額（千円）	項	追加額（千円）
総理府、大蔵省及び通商産業省	電源開発促進対策					
	電源立地勘定	租税		8,100,000	電源立地対策費	17,759
			電源開発促進税	8,100,000	事務取扱費	70,803
		補正額合計		8,100,000	補正額合計	88,562
	電源多様化勘定	租税		14,300,000	事務取扱費	3,334
			電源開発促進税	14,300,000		
総理府、大蔵省及び自治省	交付税及び譲与税配付金					
	交付税及び譲与税配付金勘定	他会計より受入		18,627,393	事務費	7,018
			一般会計より受入	18,627,393	国債整理基金特別会計へ繰入	22,418,412
		租税		2,000,000		
			航空機燃料税	900,000		
			特別とん税	1,100,000		
		前年度剰余金受入		3,798,037		

官報（号外）

			補正額合計	前年度剰余金受入	3,798,037		
					24,425,430	補正額合計	22,425,430
		交通安全対策特別交付金勘定	交通反則者納金		3,700,906	諸支出金	741,043
				交通反則者納金	3,700,906		
	法務省	登記	他会計より受入		3,657,677	事務取扱費	6,226,832
				一般会計より受入	3,657,677	施設整備費	532,238
			雑収入		1,539	国債整理基金特別会計へ繰入	31,866
				雑収入	1,539		
			前年度剰余金受入		1,834,431		
				前年度剰余金受入	1,834,431		
			補正額合計		5,493,647	補正額合計	6,790,936
	大蔵省	造幣局	貨幣回収準備資金より受入		2,246,665	事業費	2,304,701
				貨幣回収準備資金より受入	2,246,665		
			事業収入		52,382		
				事業収入	52,382		
			雑収入		5,654		
				雑収入	5,654		
			補正額合計		2,304,701	補正額合計	2,304,701
		印刷局	事業収入		2,692,758	事業費	3,985,452
				事業収入	2,692,758		
			雑収入		158,920		
				雑収入	158,920		
			補正額合計		2,851,678	補正額合計	3,985,452

	資金運用部	資金運用収入		322,597,284	事務費	234,113
			運用利殖金収入	322,597,284	諸支出金	645,230,021
		補正額合計		322,597,284	補正額合計	645,464,134
	国債整理基金	他会計より受入		116,532,658	国債整理基金支出	116,532,658
			他会計より受入	116,532,658	一般会計へ繰入	105,921,000
		前年度剰余金受入		105,921,000		
			前年度剰余金受入	105,921,000		
		補正額合計		222,453,658	補正額合計	222,453,658
	外国為替資金	運用収入		54,461,390	事務取扱費	30,678
			運用収入	54,461,390	諸支出金	207,790
					国債整理基金特別会計へ繰入	44,314,915
		補正額合計		54,461,390	補正額合計	44,553,383
	産業投資					
	産業投資勘定	前年度剰余金受入		4,272	事務費	4,272
			前年度剰余金受入	4,272		
	社会資本整備勘定	他会計より受入		105,921,000	治水事業資金貸付金	12,923,000
			他会計より受入	105,921,000	急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金	524,000
		雑収入		21,232	治山事業資金貸付金	2,151,000
			雑収入	21,232	海岸事業資金貸付金	1,008,700
					道路整備事業資金貸付金	26,735,000
					港湾事業資金貸付金	3,264,000
					漁港施設整備事業資金貸付金	1,901,000
					空港整備事業資金貸付金	901,000
					住宅建設等事業資金貸付金	6,667,000

都市計画事業資金貸付金	16,165,000
環境衛生施設整備事業資金貸付金	2,604,969
土地改良事業資金貸付金	11,647,500
農用地開発事業資金貸付金	192,000
造林事業資金貸付金	532,000
林道事業資金貸付金	941,000
森林開発公団事業資金貸付金	188,000
工業用水道事業資金貸付金	205,781
沿岸漁場整備開発事業資金貸付金	235,000
新幹線鉄道整備事業資金貸付金	592,000
北海道治水事業資金貸付金	1,628,000
北海道急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金	20,000
北海道治山事業資金貸付金	414,000
北海道海岸事業資金貸付金	50,600
北海道道路整備事業資金貸付金	4,278,000
北海道港湾事業資金貸付金	190,000
北海道漁港施設整備事業資金貸付金	145,000
北海道都市計画事業資金貸付金	825,000
北海道土地改良事業資金貸付金	574,000
北海道農用地開発事業資金貸付金	3,000
北海道造林事業資金貸付金	69,000
北海道林道事業資金貸付金	157,000
北海道沿岸漁場整備開発事業資金貸付金	102,000
離島振興事業資金貸付金	1,500,700

						水資源開発事業資金貸付金	865,750
						沖縄開発事業資金貸付金	2,211,000
						民間能力活用施設整備事業資金貸付金	3,510,000
						事務費	12,893
			補正額合計		105,942,232	補正額合計	105,993,893
		地震再保険	再保険料収入		794,112	再保険費	1,260,665
				再保険料収入	794,112	事務取扱費	3,667
			雑収入		18,505		
				雑収入	18,505		
			補正額合計		812,617	補正額合計	1,264,332
	大蔵省、通商産業省及び労働省	石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策					
		石炭勘定				石炭鉱業合理化安定対策費	755,405
						事務処理費	182,866
						炭鉱離職者援護対策費	517,481
						産炭地域開発雇用対策費	483,942
						補正額合計	1,939,694
		石油及び石油代替エネルギー勘定	前年度剰余金受入		17,534,101	石油安定供給対策費	17,488,588
				前年度剰余金受入	17,534,101	事務処理費	45,513
			補正額合計		17,534,101	補正額合計	17,534,101
	大蔵省及び建設省	特定国有財産整備	前年度剰余金受入		7,054,636	特定国有財産整備費	7,023,123
				前年度剰余金受入	7,054,636	事務取扱費	31,513
			補正額合計		7,054,636	補正額合計	7,054,636
	文部省	国立学校	他会計より受入		74,863,231	国立学校	72,505,017

官報(号外)

				一般会計より受入	74,863,231	大学附属病院	26,415,027
			附属病院収入		31,813,889	研究所	7,147,874
				附属病院収入	31,813,889	施設整備費	3,626,002
			授業料及入学検定料		15,659		
				授業料及入学検定料	15,659		
			雑収入		3,001,141		
				雑収入	3,001,141		
			補正額合計		109,693,920	補正額合計	109,693,920
	厚生省	厚生保険					
		健康勘定	保険収入		365,221,106	保険給付費	154,915,419
				保険料収入	324,801,912	老人保健拠出金	95,559,370
				一般会計より受入	40,419,194	退職者給付拠出金	19,866,355
			雑収入		2,633,788	保健施設費等業務勘定へ繰入	4,293,748
				雑収入	2,633,788	諸支出金	98,128
			補正額合計		367,854,894	補正額合計	274,733,020
		年金勘定	保険収入		1,267,802,155	保険給付費	24,676,507
				保険料収入	1,007,063,514	制度間調整勘定へ繰入	897,481,561
				一般会計より受入	260,738,641	国民年金特別会計へ繰入	754,139,562
			雑収入		3,886,829	福祉施設費等業務勘定へ繰入	7,704,480
				雑収入	3,886,829	諸支出金	65,624
			補正額合計		1,271,688,984	補正額合計	1,684,067,734
		制度間調整勘定	拠出金等収入		1,121,041,935	調整対象給付費繰入及交付金	166,089,088
				拠出金等収入	1,121,041,935	被用者児童手当交付金	30,043,293
		児童手当勘定	拠出金収入		7,060,022	非被用者児童手当交付金	10,246,207
				事業主拠出金収入	7,060,022	業務取扱費	643,708

		他会計より受入		13,077,686	諸支出金	257
			一般会計より受入	13,077,686	福祉施設費	3,036
		雑収入		3,490		
			雑収入	3,490		
		補正額合計		20,141,198	補正額合計	40,936,501
	業務勘定	他会計より受入		6,994,921	業務取扱費	7,507,363
			一般会計より受入	6,994,921	保健施設費	1,779,140
		他勘定より受入		11,998,228	福祉施設費	10,189,932
			他勘定より受入	11,998,228	児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入	6,714,019
		児童手当収入		6,782,380	諸支出金	257
			児童手当収入	6,782,380		
		雑収入		415,182		
			雑収入	415,182		
		補正額合計		26,190,711	補正額合計	26,190,711
	船員保険	保険収入		5,650,433	保険給付費	3,804,484
			保険料収入	5,229,217	老人保健拠出金	1,221,234
			一般会計より受入	421,216	退職者給付拠出金	179,445
		児童手当収入		336	業務取扱費	171,887
			児童手当収入	336	諸支出金	14,603
		雑収入		40,502	福祉施設費	175,330
			雑収入	40,502	児童手当拠出金厚生保険特別会計へ繰入	560
		補正額合計		5,691,271	補正額合計	5,567,543
	国立病院病院勘定	病院収入		16,840,285	病院経営費	22,825,319
			診療収入	16,840,285	看護婦等養成費	185,646

官報（号外）

		他会計より受入		6,090,061	施設整備費	603,686
			一般会計より受入	6,090,061		
		借入金		600,000		
			借入金	600,000		
		雑収入		84,305		
			雑収入	84,305		
		補正額合計		23,614,651	補正額合計	23,614,651
	療養所勘定	療養所収入		12,136,862	療養所経営費	21,068,654
			診療収入	12,136,862	看護婦等養成費	159,466
		他会計より受入		9,069,944	施設整備費	603,686
			一般会計より受入	9,069,944		
		借入金		600,000		
			借入金	600,000		
		雑収入		25,000		
			雑収入	25,000		
		補正額合計		21,831,806	補正額合計	21,831,806
	国民年金					
	基礎年金勘定	拠出金等収入		1,268,583,871	諸支出金	5,404
			拠出金等収入	1,268,583,871		
		雑収入		96,879		
			雑収入	96,879		
		補正額合計		1,268,680,750	補正額合計	5,404
	国民年金勘定	保険収入		276,015,993	国民年金給付費	1,041,993
			保険料収入	94,345,986	基礎年金勘定へ繰入	357,631,276
			一般会計より受入	181,670,007	諸支出金	264,696

		雑収入		962,863	福祉施設費等業務勘定へ繰入	1,280,874
			雑収入	962,863		
		補正額合計		276,978,856	補正額合計	360,218,839
	業務勘定	他会計より受入		8,618,873	業務取扱費	8,619,038
			一般会計より受入	8,618,873	印紙収入国民年金勘定へ繰入	89,489,443
		印紙売捌収入		89,489,443	福祉施設費	1,280,874
			印紙売捌収入	89,489,443		
		他勘定より受入		1,280,874		
			国民年金勘定より受入	1,280,874		
		雑収入		165		
			雑収入	165		
		補正額合計		99,389,355	補正額合計	99,389,355
農林水産省	食糧管理					
	国内米管理勘定	食糧管理収入		34,908,734	国内米管理費	4,274,539
			国内米売払代	34,908,734	返還金等他勘定へ繰入	4,201,458
		雑収入		2,201,200		
			雑収入	2,201,200		
		補正額合計		37,109,934	補正額合計	8,475,997
	国内麦管理勘定	食糧管理収入		2,797,873	国内麦買入費	5,283,991
			国内麦売払代	2,797,873	国内麦管理費	580,872
		雑収入		12	返還金等他勘定へ繰入	763,009
			雑収入	12		
		補正額合計		2,797,885	補正額合計	6,627,872
	輸入食糧管理勘定	食糧管理収入		13,353,210	輸入食糧買入費	15,239,736

			輸入食糧売払代	13,353,210	輸入食糧管理費	505,812
		雑収入		1,397	返還金等他勘定へ繰入	1,370,294
			雑収入	1,397		
		補正額合計		13,354,607	補正額合計	17,115,842
	輸入飼料勘定	輸入飼料売払代		4,855,041	輸入飼料買入費	9,412,440
			輸入飼料売払代	4,855,041	輸入飼料管理費	594,412
		雑収入		451	返還金等他勘定へ繰入	629,720
			雑収入	451		
		補正額合計		4,855,492	補正額合計	10,636,572
	業務勘定	他勘定より受入		6,964,481	事務費	7,058,346
			他勘定より受入	6,964,481	サイロ及倉庫運営費	17,272
		検査印紙収入		107,849		
			検査印紙収入	107,849		
		雑収入		3,288		
			雑収入	3,288		
		補正額合計		7,075,618	補正額合計	7,075,618
	農業共済再保険					
	農業勘定	農業再保険収入		752,774	農業再保険費	409,783
			再保険料	3,653	農業共済組合連合会等補助及交付金	342,991
			一般会計より受入	734,106		
			前年度繰越資金受入	15,015		
		補正額合計		752,774	補正額合計	752,774
	家畜勘定	家畜再保険収入		1,466,038	家畜再保険費	1,169,860
			再保険料	100,784	農業共済組合連合会等交付金	296,178

			一般会計より受入	296,178			
			前年度繰越資金受入	1,069,076			
		補正額合計		1,466,038		補正額合計	1,466,038
	果樹勘定	果樹再保険収入		180,114		果樹再保険費	180,114
			前年度繰越資金受入		180,114		
	園芸施設勘定	園芸施設再保険収入		124,772		園芸施設再保険費	27,590
			一般会計より受入		97,182	農業共済組合連合会交付金	97,182
			前年度繰越資金受入		27,590		
		補正額合計		124,772		補正額合計	124,772
	業務勘定	他会計より受入		71,472		農業共済再保険業務費	71,472
			一般会計より受入		71,472		
	森林保険	森林保険収入		201,306		森林保険費	110,320
			保険料		201,306	森林保険業務費	82,666
		雑収入		7,409			
			雑収入		7,409		
		補正額合計		208,715		補正額合計	192,986
	漁船再保険及漁業共済保険						
	漁船普通保険勘定	漁船再保険収入		1,085,843		漁船再保険費	1,057,876
			再保険料		407,246	漁船保険中央会交付金	27,967
			一般会計より受入		163,810		
			前年度繰越資金受入		514,787		
		補正額合計		1,085,843		補正額合計	1,085,843
	漁船特殊保険勘定	漁船特殊再保険収入		8,462		漁船特殊再保険費	8,462

官報（号外）

			特殊再保険料	7,408		
			前年度繰越資金受入	1,054		
	漁船乗組員給与保険勘定	給与再保険収入		1,125	給与再保険費	1,125
			給与再保険料	986		
			前年度繰越資金受入	139		
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		324,609	漁業共済保険費	82,190
			一般会計より受入	242,419	漁業共済組合連合会交付金	242,419
			前年度繰越資金受入	82,190		
		補正額合計		324,609	補正額合計	324,609
	業務勘定	他会計より受入		28,773	業務取扱費	28,773
			一般会計より受入	28,773		
	農業経営基盤強化措置	自作農創設特別措置収入		7,887	事務取扱費	9,141
			農地等売払収入	6,533		
			農地等貸付収入	1,354		
		雑収入		1,254		
			雑収入	1,254		
		補正額合計		9,141	補正額合計	9,141
	国有林野事業					
	国有林野事業勘定	国有林野事業収入		11,811,729	国有林野事業費	25,467,014
			業務収入	9,826,366		
			林野売払代	404,926		

			雑収入	1,580,437		
		他会計より受入		944,000		
			一般会計より受入	944,000		
		他勘定より受入		852,000		
			治山勘定より受入	852,000		
		補正額合計		13,607,729	補正額合計	25,467,014
	治山勘定	他会計より受入		16,306,500	治山事業費	11,583,196
			一般会計より受入	13,741,500	北海道治山事業費	1,048,073
			産業投資特別会計より受入	2,565,000	離島治山事業費	198,950
		雑収入		193	沖縄治山事業費	42,000
			雑収入	193	治山事業資金貸付金	2,151,000
					北海道治山事業資金貸付金	414,000
					治山事業工事諸費	869,474
		補正額合計		16,306,693	補正額合計	16,306,693
	国営土地改良事業	他会計より受入		19,928,612	土地改良事業費	15,578,416
			一般会計より受入	19,928,612	北海道土地改良事業費	10,597,686
		借入金		8,689,278	離島土地改良事業費	156,848
			借入金	8,689,278	沖縄土地改良事業費	556,835
		受託工事費受入		517,474	農業用施設災害復旧事業費	36,662
			受託工事費受入	517,474	受託工事費	501,896
		雑収入		22,676	土地改良事業工事諸費	1,729,697
			雑収入	22,676		
		補正額合計		29,158,040	補正額合計	29,158,040
	通商産業省	アルコール専売事業	事業収入	1,894,390	事業費	1,637,287
			事業収入	1,894,390		

官報（号外）

		雑収入		16		
			雑収入	16		
		補正額合計		1,894,406	補正額合計	1,637,287
	貿易保険	保険及再保険収入		2,019,649	保険及再保険費	14,837,165
			保険料及再保険料収入	846,380	事務取扱費	125,619
			回収金	1,173,269	国債整理基金特別会計へ繰入	2,243,092
		雑収入		23,885		
			雑収入	23,885		
		前年度剰余金受入		22,933,750		
			前年度剰余金受入	22,933,750		
		補正額合計		24,977,284	補正額合計	17,205,876
	特許	他会計より受入		997	事務取扱費	2,632,265
			一般会計より受入	997	国債整理基金特別会計へ繰入	10,240
		雑収入		62,934		
			雑収入	62,934		
		前年度剰余金受入		4,181,519		
			前年度剰余金受入	4,181,519		
		補正額合計		4,245,450	補正額合計	2,642,505
運輸省	自動車損害賠償責任再保険					
	保険勘定	前年度剰余金受入		25,609,426	再保険及保険費	25,584,397
			前年度剰余金受入	25,609,426	他勘定へ繰入	25,029
		補正額合計		25,609,426	補正額合計	25,609,426
	保障勘定	雑収入		30,897	保障費	275,515

			雑収入		30,897	業務勘定へ繰入	36,167
		前年度剰余金受入		280,785			
			前年度剰余金受入		280,785		
		補正額合計		311,682		補正額合計	311,682
	業務勘定	他勘定より受入		61,196		業務取扱費	61,196
			他勘定より受入		61,196		
	港湾整備						
	港湾整備勘定	他会計より受入		25,518,476		港湾事業費	11,740,491
			他会計より受入		25,518,476	北海道港湾事業費	3,854,500
		他勘定より受入		65,962		離島港湾事業費	2,206,313
			特定港湾施設工事勘定より受入		65,962	沖縄港湾事業費	1,853,534
		受託工事納付金収入		849,000		埠頭整備等資金貸付金	37,000
			受託工事納付金収入		849,000	港湾事業資金貸付金	3,264,000
		雑収入		15,565		北海道港湾事業資金貸付金	190,000
			雑収入		15,565	離島港湾事業資金貸付金	450,000
						沖縄港湾事業資金貸付金	360,000
						受託工事費	755,321
						港湾事業等工事諸費	1,737,844
		補正額合計		26,449,003		補正額合計	26,449,003
	特定港湾施設工事勘定	他会計より受入		241,923		エネルギー港湾施設工事費	176,038
			一般会計より受入		241,923	工事諸費港湾整備勘定へ繰入	65,962
		雑収入		77			
			雑収入		77		
		補正額合計		242,000		補正額合計	242,000

平成十一年度歳入歳出予算（第一号）及び国庫債務負担行為の追加補正（第一号）　平成十一年五月十七日

官報（号外）

	自動車検査登録	検査登録印紙収入		1,554,595	業務取扱費	1,826,373	
			検査登録印紙収入	1,554,595			
		他会計より受入		126,707			
			一般会計より受入	126,707			
		雑収入		533			
			雑収入	533			
		前年度剰余金受入		144,538			
			前年度剰余金受入	144,538			
		補正額合計		1,826,373	補正額合計	1,826,373	
	空港整備	他会計より受入		8,513,115	空港整備事業費	14,479,655	
			一般会計より受入	7,612,115	北海道空港整備事業費	911,425	
			産業投資特別会計より受入	901,000	離島空港整備事業費	187,987	
		空港使用料収入		13,063,492	沖縄空港整備事業費	302,660	
			空港使用料収入	13,063,492	航空路整備事業費	1,304,483	
		雑収入		1,889,612	空港整備事業資金貸付金	901,000	
			雑収入	1,889,612	空港等整備事業工事諸費	199,714	
					空港等維持運営費	5,179,295	
		補正額合計		23,466,219	補正額合計	23,466,219	
郵政省	郵政事業	業務収入		196,932,920	業務費	190,976,897	
			業務収入	77,290,078	業務外支出	218,149,246	
			受託業務収入	113,780,064	局舎其他施設費	7,592,307	
			雑収入	5,862,778			
		業務外収入		139,326,666			
			業務外収入	139,326,666			
		資本収入		4,192,472			
			設備負担金	4,192,472			
		補正額合計		340,452,058	補正額合計	416,718,450	

	郵便貯金					
	一般勘定	事業収入		678,432,444	支払利子	581,665,412
			利子収入	678,199,033	諸支出金	52,189
			雑収入	233,411	郵政事業特別会計へ繰入	64,396,097
		補正額合計		678,432,444	補正額合計	646,113,698
	金融自由化対策特別勘定	運用収入		10,116,118	金融自由化対策資金へ繰入	460,000,000
			運用収入	10,116,118	諸支出金	25,000
		借入金		460,000,000	郵政事業特別会計へ繰入	92,397
			借入金	460,000,000		
		補正額合計		470,116,118	補正額合計	460,117,397
	簡易生命保険及郵便年金					
	保険勘定	保険料収入		388,274,181	保険費	272,116,127
			保険料	388,274,181	諸支出金	9,606,756
		運用収入		133,183,595	郵政事業特別会計へ繰入	46,396,916
			運用収入	133,183,595	簡易保険郵便年金福祉事業団交付金	850,555
		雑収入		55,100		
			雑収入	55,100		
		補正額合計		521,512,876	補正額合計	328,970,354
	年金勘定	掛金収入		19,193,530	年金費	3,737,249
			掛金	19,193,530	諸支出金	373,365
		運用収入		2,281,323	郵政事業特別会計へ繰入	1,378,875
			運用収入	2,281,323		
		雑収入		1,250		
			雑収入	1,250		
		補正額合計		21,476,103	補正額合計	5,489,489

官報（号外）

労働省	労働保険						
	労災勘定	保険収入		404,931,055	保険給付費		46,054,644
			他勘定より受入	404,931,055	業務取扱費		2,255,243
		雑収入		152,301	労働福祉事業費		7,071,611
			雑収入	152,301	他勘定へ繰入		3,707,693
		補正額合計		405,083,356	補正額合計		59,089,191
	雇用勘定	保険収入		581,254,321	失業給付費		69,422,014
			他勘定より受入	566,580,571	業務取扱費		3,042,742
			一般会計より受入	14,673,750	雇用安定等事業費		13,949,492
		雑収入		296,283	他勘定へ繰入		789,770
			雑収入	296,283			
		補正額合計		581,550,604	補正額合計		87,204,018
	徴収勘定	保険収入		437,445,852	保険料返還金		3,315,823
			保険料収入	437,445,852	業務取扱費		1,181,640
		他勘定より受入		4,497,463	他勘定へ繰入		971,511,626
			他勘定より受入	4,497,463			
		雑収入		83,525			
			雑収入	83,525			
		補正額合計		442,026,840	補正額合計		976,009,089
建設省	道路整備	他会計より受入		179,482,300	道路事業費		102,867,000
			一般会計より受入	147,086,300	北海道道路事業費		18,494,000
			産業投資特別会計より受入	32,396,000	街路事業費		12,604,000
		附帯工事費負担金収入		4,559,000	北海道街路事業費		1,023,000
			附帯工事費負担金収入	4,559,000	建設機械整備費		121,000
		受託工事納付金収入		7,284,000	北海道建設機械整備費		63,000

			受託工事納付金収入	7,284,000	離島道路事業費	2,063,000
		雑　収　入		713,000	沖縄道路事業費	5,761,300
			雑　収　入	713,000	道路事業資金貸付金	18,056,000
					北海道道路事業資金貸付金	3,045,000
					街路事業資金貸付金	8,679,000
					北海道街路事業資金貸付金	1,233,000
					離島道路事業資金貸付金	401,000
					沖縄道路事業資金貸付金	982,000
					附帯工事費	4,389,000
					受託工事費	7,145,000
					道路事業工事諸費	5,104,543
					事務費	7,457
		補正額合計		192,038,300	補正額合計	192,038,300
	治　水					
	治水勘定	他会計より受入		70,739,717	河川事業費	21,023,000
			一般会計より受入	55,648,717	北海道河川事業費	6,511,900
			産業投資特別会計より受入	15,091,000	河川総合開発事業費	4,228,900
		他勘定より受入		1,002,000	北海道河川総合開発事業費	242,000
			特定多目的ダム建設工事勘定より受入	1,002,000	水資源開発公団交付金	2,496,000
		附帯工事費負担金収入		617,000	砂防事業費	14,799,000
			附帯工事費負担金収入	617,000	北海道砂防事業費	1,034,100
		受託工事納付金収入		2,899,461	建設機械整備費	65,000
			受託工事納付金収入	2,899,461	北海道建設機械整備費	9,000
		雑　収　入		23,000	離島治水事業費	620,000
			雑　収　入	23,000	沖縄治水事業費	466,300
					河川事業資金貸付金	5,669,000
					北海道河川事業資金貸付金	1,385,000

官報（号外）

						河川総合開発事業資金貸付金	3,774,000
						北海道河川総合開発事業資金貸付金	45,000
						水資源開発公団貸付金	392,000
						砂防事業資金貸付金	3,480,000
						北海道砂防事業資金貸付金	198,000
						離島治水事業資金貸付金	78,000
						沖縄治水事業資金貸付金	70,000
						附帯工事費	615,000
						受託工事費	2,864,000
						治水事業工事諸費	5,211,616
						事務費	4,362
		補正額合計		75,281,178		補正額合計	75,281,178
	特定多目的ダム建設工事勘定	他会計より受入		11,641,300		多目的ダム建設事業費	9,508,100
			一般会計より受入	11,641,300		北海道多目的ダム建設事業費	1,073,300
		受託工事納付金収入		245,000		沖縄多目的ダム建設事業費	59,900
			受託工事納付金収入	245,000		受託工事費	244,000
		雑収入		1,000		工事諸費等治水勘定へ繰入	1,002,000
			雑収入	1,000			
		補正額合計		11,887,300		補正額合計	11,887,300
	都市開発資金融通	他会計より受入		805,000		都市開発資金特別貸付金	805,000
			産業投資特別会計より受入	805,000		事務取扱費	111
		前年度剰余金受入		111			
			前年度剰余金受入	111			
		補正額合計		805,111		補正額合計	805,111

平成二年度特別会計暫定補正予算（特第一号）に関する報告書

一　暫定補正予算の要旨

本暫定補正予算は、電源開発促進対策特別会計など三十八の特別会計に関するもので、一般会計に準じて編成されたものである。

本暫定補正予算のうち、主な特別会計の歳入歳出は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 交付税及び譲与税配付金勘定		
成立暫定予算	三、一二七、七七一	六、一一一、〇〇六
補正追加	二四、四二五	二三、四二五
計	三、一五二、一九六	六、一三三、四三一
(2) 交通安全対策特別交付金勘定		
成立暫定予算	一〇、一六五	五
補正追加	三、七〇一	七四一
計	一三、八六六	七四六

2　資金運用部特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
成立暫定予算	一八三、〇九六	一、一四五、五六四
補正追加	三三二、五九七	六四五、四六四
計	五〇五、六九四	一、七九一、〇二九

3　国債整理基金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
成立暫定予算	一〇、〇六〇、九九三	一〇、〇六〇、九九三
補正追加	二二二、四五四	二二二、四五四
計	一〇、二八三、四四七	一〇、二八三、四四七

4　産業投資特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 産業投資勘定		
成立暫定予算	七	七
補正追加	四	四
計	一二	一二
(2) 社会資本整備勘定		
成立暫定予算	三一七、〇〇七	三一六、九九五
補正追加	一〇五、九四二	一〇五、九三四
計	四二二、九四九	四二二、九二九

5　国立学校特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
成立暫定予算	二二五、四〇七	二二五、四〇七
補正追加	一〇九、六九四	一〇九、六九四
計	三三五、一〇〇	三三五、一〇〇

6　厚生保険特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 健康勘定		
成立暫定予算	一、八三三、〇五七	一、八八二、四八〇
補正追加	三六七、八五五	二七四、七三三
計	二、二〇〇、九一二	二、一五七、二一三
(2) 年金勘定		
成立暫定予算	二、一二一、八四四	二、五二四、三三九
補正追加	一、一七一、六八九	一、六八四、〇六八
計	三、三九三、五三三	四、二〇八、四〇七
(3) 制度間調整勘定		
成立暫定予算	〇	〇
補正追加	一、一二一、〇四二	一六六、〇八九
計	一、一二一、〇四二	一六六、〇八九
(4) 児童手当勘定		
成立暫定予算	七、五〇二	一、三〇〇
補正追加	二〇、一四一	四〇、九三七
計	二七、六四三	四二、二三六
(5) 業務勘定		
成立暫定予算	三一、三一四	三一、三一四
補正追加	二六、一九一	二六、一九一
計	五八、五〇四	五八、五〇四

7　国民年金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 基礎年金勘定		
成立暫定予算	一、二七二、一六二	一、二六八、五九九

補正追加	一、二六八、六八一	一、二六八、六〇四	五
計	二、五四〇、八四二		
(2) 国民年金勘定			
成立暫定予算	八九一、五三四	八九七、六五一	二五七、四二七
補正追加	二七六、九七九	三六〇、二一九	八七、二〇四
計	一、一六八、五一三	一、二五七、八七〇	三四四、六三一
(3) 福祉年金勘定			
成立暫定予算	一一二、九二一	一一二、八四五	一六一、六一二
補正追加	〇	〇	九七六、〇〇九
計	一一二、九二一	一一二、八四五	一、一三七、六二一
(4) 業務勘定			
成立暫定予算	一六四、一一二	一六四、一一二	歳　入(百万円)
補正追加	九九、三八九	九九、三八九	五八九、七四〇
計	二六三、五〇二	二六三、五〇二	一九二、〇三八
8 郵政事業特別会計			七八一、七七八
成立暫定予算	歳　入(百万円)	歳　出(百万円)	
補正追加	八二七、九四八	七三四、一七一	一四、二六七
計	三四〇、四五二	四一六、七一八	五、四八九
	一、一六八、四〇〇	一、一五〇、八八九	一九、七五七
9 簡易生命保険及郵便年金特別会計			
(1) 保険勘定	歳　入(百万円)	歳　出(百万円)	
成立暫定予算	一、二七二、五六五	八八四、三六七	
補正追加	五二一、五一三	三二八、九七〇	
計	一、七九四、〇七八	一、二一三、三三七	
(2) 年金勘定			
成立暫定予算	五四、三六六	一四、二六七	
補正追加	二一、四七六	五、四八九	
計	七五、八四二	一九、七五七	
10 労働保険特別会計			
(1) 労災勘定	歳　入(百万円)	歳　出(百万円)	
成立暫定予算	二三一、六五四	二三一、六五四	
補正追加	四〇五、〇八三	五九、〇八九	
計	六三六、七三七	二九〇、七四三	
(2) 雇用勘定			
成立暫定予算	一二二、三七九		
補正追加	五八一、五五一		
計	七〇三、九三〇		
(3) 徴収勘定			
成立暫定予算	八五四、五一四		
補正追加	四四二、〇二七		
計	一、二九六、五四一		
11 道路整備特別会計			
成立暫定予算	歳　入(百万円)	歳　出(百万円)	
補正追加	五八九、七四〇	五八九、七四〇	
計	一九二、〇三八	一九二、〇三八	
	七八一、七七八	七八一、七七八	

以上のほか、電源開発促進対策、登記、造幣局、印刷局、外国為替資金、地震再保険、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策、特定国有財産整備、船員保険、国立病院、食糧管理、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及漁業共済保険、農業経営基盤強化措置、国有林野事業、国営土地改良事業、アルコール専売事業、貿易保険、特許、自動車損害賠償責任再保険、港湾整備、自動車検査登録、空港整備、郵便貯金、治水及び都市開発資金融通の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　暫定補正予算の可決理由

本暫定補正予算は、平成二年度特別会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二年五月十七日

予算委員長　越智　伊平

衆議院議長　樓内　義雄殿

平成二年度政府関係機関暫定補正予算(機第1号)

右

国会に提出する。

平成二年五月十六日

内閣総理大臣　海部　俊樹

平成２年度政府関係機関暫定補正予算

予　算　総　則　補　正

第１条　次に掲げる各政府関係機関の平成２年度収入支出暫定予算補正は、「甲号収入支出暫定予算補正」に掲げるとおりとする。

国民金融公庫
住宅金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
北海道東北開発公庫
公営企業金融公庫
中小企業信用保険公庫
環境衛生金融公庫
沖縄振興開発金融公庫
日本開発銀行
日本輸出入銀行

第２条　この暫定補正予算は、既定の暫定予算に追加し、あわせてこれを平成２年４月１日から６月８日までの期間に係るものとする。

第３条　平成２年度政府関係機関暫定予算予算総則第３条第１項の各公庫の借入金等の限度額の表を次のとおり改める。

公庫	限度	額
国民金融公庫	借入金	517,500,000千円
住宅金融公庫	政府からの借入金	1,018,400,000千円
	政府以外の者からの借入金	25,500,000
	政府引受債以外の住宅金融公庫財形住宅債券	44,185,000
農林漁業金融公庫	借入金	58,000,000
中小企業金融公庫	借入金	270,900,000
北海道東北開発公庫	借入金	17,600,000
	北海道東北開発債券	15,000,000
公営企業金融公庫	公営企業債券	470,400,000
環境衛生金融公庫	借入金	31,000,000
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金	8,038,000
	政府以外の者からの借入金	362,000

第４条　平成２年度政府関係機関暫定予算予算総則第４条の各公庫の保険契約等の限度額の表を次のとおり改める。

公庫	根拠規定	限度額
住宅金融公庫	「住宅融資保険法」第６条	保険価額の総額　80,000,000千円
中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条第２項	保険価額の総額　2,698,000,000 貸付金の総額　49,300,000
	「機械類信用保険法」第７条	保険価額の総額　568,100,000

甲号　収入支出暫定予算補正

政府関係機関	収入			支出	
	款	項	追加額(千円)	項	追加額(千円)
国民金融公庫	事業益金		17,586,626	事業損金	49,964,667
		事業益金	17,586,626		
	雑収入		527,690		
		運用収入	120,826		
		雑収入	406,864		
	補正額合計		18,114,316	補正額合計	49,964,667

官報（号外）

住宅金融公庫	事業益金		75,216,000	事業損金	112,745,446
		事業益金	75,216,000	保険金	12,047
	住宅融資保険料収入		61,806		
		住宅融資保険料収入	61,806		
	雑収入		908,584		
		貸付手数料収入	510,653		
		運用収入	45,000		
		雑収入	352,931		
	補正額合計		76,186,390	補正額合計	112,757,493
農林漁業金融公庫	事業益金		3,684,005	事業損金	7,005,448
		事業益金	3,684,005		
	雑収入		69,639		
		運用収入	68,745		
		雑収入	894		
	補正額合計		3,753,644	補正額合計	7,005,448
中小企業金融公庫	事業益金		22,889,785	事業損金	41,759,565
		事業益金	22,889,785		
	雑収入		35,899		
		運用収入	17,876		
		雑収入	18,023		
	補正額合計		22,925,684	補正額合計	41,759,565
北海道東北開発公庫	事業益金		3,445,928	事業損金	6,060,584
		事業益金	3,445,928		
	雑収入		46,728		
		運用収入	45,926		

		雑収入	802		
	補正額合計		3,492,656	補正額合計	6,060,584
公営企業金融公庫	雑収入		480,878	事業損金	3,316,911
		運用収入	480,878		
中小企業信用保険公庫	事業益金		2,549	事業損金	305,110
		事業益金	2,549	保険金	7,350,638
	保険料収入		2,760,525		
		保険料収入	2,760,525		
	回収金		4,206,782		
		回収金	4,206,782		
	基金収入		94,846		
		基金収入	94,846		
	雑収入		32,288		
		運用収入	30,000		
		雑収入	2,283		
	補正額合計		7,096,985	補正額合計	7,655,748
環境衛生金融公庫	事業益金		1,659,864	事業損金	4,233,023
		事業益金	1,659,864		
	雑収入		5,827		
		運用収入	1,193		
		雑収入	4,634		
	補正額合計		1,665,691	補正額合計	4,233,023
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		2,085,000	事業損金	2,136,608
		事業益金	2,085,000		

官報（号外）

	雑収入		11,245		
		住宅資金貸付手数料収入	8,447		
		運用収入	2,234		
		雑収入	564		
	補正額合計		2,096,245	補正額合計	2,136,608
日本開発銀行	事業益金		15,916,384	事業損金	22,715,914
		事業益金	15,916,384		
	雑収入		86,821		
		運用収入	77,431		
		雑収入	9,390		
	補正額合計		16,003,205	補正額合計	22,715,914
日本輸出入銀行	事業益金		18,262,973	事業損金	21,957,201
		事業益金	18,262,973		
	雑収入		4,743,632		
		運用収入	490,164		
		雑収入	4,253,468		
	補正額合計		23,006,605	補正額合計	21,957,201

平成二年度政府関係機関予定補正予算(第一号)に関する説明書

1　予定補正予算の概要

本予定補正予算は、国民金融公庫など十一の政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて編成されたものである。

本予定補正予算のうち、主な政府関係機関の収入支出は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　国民金融公庫

	収入(百万円)	支出(百万円)
成立予定予算	五一、五一〇	一一、八八五
補正追加	一八、一一四	四九、九六五
計	七〇、六四五	六一、八四九

2　住宅金融公庫

	収入(百万円)	支出(百万円)
成立予定予算	二一三、一〇四	一一、七〇一
補正追加	七六、一八六	一一一、七五七
計	二八九、二九〇	一一五、四五九

3　農林漁業金融公庫

	収入(百万円)	支出(百万円)
成立予定予算	一一、一〇六	三、五五四
補正追加	三、七五四	七、〇〇五

計		一四、九五九	一〇、五六〇
4　中小企業金融公庫			
成立暫定予算	収　入(百万円)	四六、〇八一	支　出(百万円)　一一、七五九
補正追加		二二、九二六	四一、七六〇
計		六九、〇〇六	五三、五一八
5　中小企業信用保険公庫			
成立暫定予算	収　入(百万円)	三〇、八五一	支　出(百万円)　二〇、六三二
補正追加		七、〇九七	七、六五六
計		三七、九四八	二八、二八八
6　日本開発銀行			
成立暫定予算	収　入(百万円)	三七、九六八	支　出(百万円)　九、九三二
補正追加		一六、〇〇三	二二、七一六
計		五三、九七一	三二、六四八
7　日本輸出入銀行			
成立暫定予算	収　入(百万円)	二六、三五八	支　出(百万円)　二七、六〇二
補正追加		二三、〇〇七	二一、九五七
計		四九、三六四	四九、五五九

以上のほか、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、環境衛生金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫においても、所要の措置を講じている。

二　暫定補正予算の可決理由

本暫定補正予算は、平成二年度政府関係機関予算成立までの間における各機関の運営を支障なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二年五月十七日

予算委員長　越智　伊平

衆議院議長　櫻内　義雄殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　大蔵省印刷局
電話　03(587)4302
定価　本号一部二二六円（税六円を含む）